

# 全国介護保険指導監督担当者会議

平成20年5月21日（水）

厚生労働省老健局総務課

介護保険指導室

# 目 次

I	営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査 の実施について	
1	経緯等	1
2	基本的な実施方法等について	2
3	監査計画及び監査実施状況に関する報告について	6
II	指導監査業務の標準化について	
1	指導監査業務の標準化について	7
	・ 指導監査の「バラツキ」に関するアンケート結果の主な事例概要	8
2	指導指針及び監査指針の理解の徹底について	10
(参考)	指導指針に規定された実地指導の実施状況について	14
3	行政処分の実施及び程度の決定にあたっての 基本的考え方について	18
<b>別添</b>	自己点検シート（標準様式例）について	21

# I. 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について

## 1 経緯等

株式会社コムスの不正事案を受け、介護サービス事業者による不正事案の再発を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日に閣議決定）においては、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたところである。

### ○ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）（抄）

#### 第3章 21世紀型行財政システムの構築

##### 1. 歳出・歳入一体改革の実現

###### 【具体的手段】

##### （2）社会保障改革

###### ① 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム

医療・介護サービスについて、質の維持向上を図りつつ、効率化等により供給コストの低減を図る。このため、以下の取組を盛り込んだ平成20年度から24年度までの5年間を基本とする「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」等を推進する。

### ○ 「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」（抄）

（平成19年5月15日 経済財政諮問会議 柳沢厚生労働大臣提出資料）

取組：（2）サービスの質向上・効率化

観点：9. 不正な保険医療機関、介護サービス事業者等への指導・監査の強化

主な目標・指標：平成24年度までに、営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施

## 2 基本的な実施方法等について

### (1) 実施方針

前記の営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査については、各事業所における「人員、設備及び運営基準」の遵守状況の確認を行う観点から実施するものであることから、介護保険法第5章の各規定に基づく監査として実施する。

### (2) 監査計画の策定等について

当該監査については、平成20年度から平成24年度までの5か年で、営利法人が運営する全サービス事業所に対して実施する必要があることから、各都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意のうえ、5か年間の監査計画（全体計画）と単年度の実施計画を策定されたい。

- ・ 全体計画の策定にあたっては、平成20年4月1日現在の営利法人が行う指定事業所数をもって、平成24年度までの各年度における監査実施対象事業者数を盛り込んだものとする。
- ・ 各年度末には当該年度の実施状況を踏まえて、次年度の計画の策定及び必要に応じて全体計画の見直しを行うこと。
- ・ 全体計画策定後に新規指定された事業所についても監査の対象となることから、適宜、各自治体において実施時期を考慮し、全体計画の見直しを行うこと。

### (3) 監査実施方法について

当該監査の実施にあたっては、多数の事業所に対し5か年で実施する必要があるが、各都道府県及び市町村の実施体制等を考慮し、書面による審査を行うなど、効率的な実施方法を検討されたい。

書面による審査については、

- ① 自己点検シート(標準様式を参考に各自治体で様式作成)により、事業所において「人員、設備及び運営基準」の遵守状況の確認を行うとともに、介護保険法第5章の各規定に基づく報告徴収として、当該シートの提出を受ける。
- ② 都道府県及び市町村において、当該シートの記載内容について点検を行った上で、必要に応じ実地検査を行う。

ことが考えられる。

については、自己点検シートを活用した監査を実施する場合の手順等をお示しするので参考にされたい。

(4) 自己点検シート（標準様式例）（案）に関する意見について

今回お示しする自己点検シート（標準様式例）（案）について、特段のご意見等がある場合には、平成20年5月28日（水）までに、当室指導係あてまで連絡をいただきたい。

各自治体からのご意見等を踏まえた見直しを行った上で、6月初旬を目処に通知する予定であるので了知されたい。

# 営利法人が行う介護サービス事業所に対する監査実施方法フローチャート

## 1. 計画の策定

○ 営利法人が行う全ての介護サービス事業所に対する監査に係る5か年間計画(平成20年度～平成24年度)を策定

○ 当該年度における年次計画の策定

当該年度における対象事業所の選定

監査計画  
について  
厚労省に  
提出

## 2. 計画に基づいた監査の実施

〔 実地に監査を  
行う場合 〕

〔 自己点検シートを活用した監査を行う場合 〕

### 自己点検シートの記載及び提出の指示

- 各自治体において、自己点検シートの標準例を参考に、点検シート様式を作成
- 監査対象事業所に対して、介護保険法第5章の各規定に基づく報告徴収として、様式を送付するとともに、期限を定めて当該様式への記載及び提出を指示

### 自己点検シートの受理及び内容の審査

- 報告(自己点検シート)の受理・記載内容の確認・審査

基準上の問題点又は疑義  
が認められる事業所

問題点等が認められない  
又は問題点の改善が見  
込まれる事業所

### 立入検査

基準違反・虚偽  
報告等が確認  
された場合

基準違反等が確  
認されない場合

各自治体の判断に  
より、報告内容の  
確認を行うための  
立入検査を実施

監査結果  
の通知

## 3. 改善勧告・行政処分等

基準違反等の程度に応じ、改善勧告  
又は効力の停止・指定取消等の処分

- 監査の実施状況等に応じて、次年度の監査計画の見直し
- 監査実施結果等について、厚生労働省に報告

### 【監査対象事業所に対する自己点検シート作成及び提出指示】

- ① 各自治体において、事業者において「人員、設備及び運営基準」の遵守状況について確認を行うための自己点検シートを作成する。

自己点検シートの作成にあたっては、別添にある主なサービス種類毎の人員、設備及び運営基準に係る自己点検シートの標準様式を参考にして作成すること。

なお、標準様式については、各自治体において適宜変更しても差し支えないが、次の点に留意する等して、各自治体及び監査対象となる事業所の事務負担の軽減について、十分な配慮を願いたい。

- ・ 自治体で作成する自己点検シートの内容について、標準様式の内容と著しく乖離しないようにすること。
- ・ 自己点検シートの提出にあわせ、添付資料の提出を求める場合については、既存の資料等で対応できるような内容とすること。
- ・ 特に、複数の自治体において広域的な事業を行っている事業者については、他の自治体を実施する自己点検シートの内容と齟齬がないようにすること。

- ② 各事業者に対して、介護保険法第5章の各規定に基づく報告徴収として、自己点検シートを送付するとともに、期限を定めて当該シートの記載及び提出を指示すること。

なお、自己点検シートの提出を指示する際には、事業者に対して、虚偽の報告が認められた場合には、指定取消等の行政処分となることの周知徹底を図ること。

### 【提出された自己点検シートの内容確認】

提出された自己点検シートについて人員、設備及び運営基準上の各点検項目について、次に掲げる事案が認められるか確認すること。

また、各項目について基準に適合しない事項（「不適」となっている事項）については、その「事由」及び「改善状況」を附記することとしていることから、事業所が抱えている問題点について、改善の見込みがあるか等についても確認すること。

- ① 自己点検シートの設問による回答が「不適」となっているものがあるか。不適の場合、その「事由」及び「改善状況」の記述内容により、基準上の問題又は疑義が認められるか。
- ② 人員基準に係る記載内容並びに添付させる「既存の前1月分（特定施設は前年度分）の利用実績（利用者数、サービス提供時間数等）及び前1月分の勤務表」により人員基準上の問題又は疑義が認められるか。

**【必要に応じた実施検査】**

自己点検シートの内容確認の結果、基準上の問題点又は疑義が認められる事業所に対しては、立入検査の実施によりその内容について検査を行うものとする。

なお、基準上の問題又は疑義が認められない事業所であっても、記載内容の確認を行うための立入検査を実施して差し支えないので、各自治体において適宜判断されたい。

また、立入検査の結果、基準違反等が認められた場合には、その内容等に応じ、改善指導、改善勧告又は効力の停止・指定取消等を検討すること。

**3. 監査計画及び監査実施状況に関する報告について**

各自治体における実施予定等を把握するため監査計画の内容について、別途報告をいただく予定にしているので、ご協力をお願いしたい。

また、営利法人の事業所に対する監査の実施状況についても、毎年度報告をいただいている監査結果等の状況報告と併せて、報告をいただく予定にしているので、ご協力をお願いしたい。

## Ⅱ. 指導監査業務の標準化等について

### 1 指導監査業務の標準化について

#### (1) 指導監査業務の標準化に関する指摘について

自治体が行う指導監督業務の標準化については、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（平成19年12月3日）において、「法令の規定を過度に厳格にとらえたり、介護報酬の返還のみの指導に偏っていたりするなど、各自治体や担当者ごとに判断にバラツキが見られるとの指摘もあることから、監査指導業務の標準化を図る必要がある。」との報告を受けている。

また、社会保障審議会介護保険部会の意見（平成20年2月6日）においても、制度の見直しに当たっては、「指導内容について過度なばらつきが生じないよう標準化に向けた措置を講じること。」とされているところである。

さらに、今国会の介護保険法の一部を改正する法律案の審議においても、「指定の申請時に出す書類が自治体によって違うケースがあり、また、ある自治体では保険給付が認められたが、ほかの自治体では認められなかったケース、また、ある自治体では指導を受けなかった事例が、ほかの自治体では改善勧告を受けたというようなケースがある」との指摘もされたところである。

#### (2) 指導監査業務に関するアンケート調査について

自治体の指導監査を受けている現場において、どのような事例によるバラツキが生じているのか実態を把握するため、主な居宅系介護サービス関係団体に対しアンケート調査を行ったところ、

- ① 人員、設備及び運営に関する基準以上の対応を求めている事例
- ② 事業所に対し誤った指導を行っている事例
- ③ 自治体間の連携がなされていない事例
- ④ 不適切な言動・指導が行われた事例

等が見受けられたところである。

また一方で、事業者の理解不足によりバラツキのある指導と誤認されている事例も見受けられた。

事業者団体の指導監査の「バラツキ」に関する  
アンケート結果の主な事例の概要

① 人員、設備及び運営に関する基準以上の対応を求めている事例

(指導の際に、基準以上の要件を課している)

- 生活相談員の資格要件として、社会福祉士（平成 19 年 4 月以降は介護福祉士も可）又は社会福祉主事の任用資格を求めている。（特定施設生活介護）
- 役員名簿に、公認会計士の監査役を介護保険上の役員名簿に記載するよう指導を受けた。（福祉用具）

② 事業者に誤った指導を行っている事例

(指導の際に、「人員、設備及び運営基準」の解釈を誤ったまま指導している)

- 就業規則上、介護職員は週 40 時間、看護職員は週 32 時間と定めていたが、看護職員の常勤換算上の計算においては週 40 時間で計算するよう求められた。（特定施設生活介護）
- 特定施設サービス計画（ケアプラン）の様式について、事業者独自の様式を認めないという自治体の担当者が散見される。（特定施設生活介護）
- 施設内で家族に対し食事を提供してはならない。（認知症対応型共同生活介護）
- 管理者は、兼務ができない。（訪問看護）
- 管理者の換算数は 0.5 で計算すること。（訪問看護）
- 利用者数に対し、福祉用具専門相談の職員数が少ない（7 名）との指導があり、人員を増員した。（福祉用具）

③ 自治体間の連携がなされていない事例

(指定権者と保険者とで異なる見解を事業者側に指導している)

- 計画作成担当者の資格要件が自治体により違う。従事者の員数第 90 条 10 項の経験年数の解釈について、都道府県は介護経験 5 年以上とし、市町村は 3 年以上とした。（認知症対応型共同生活介護）

- 保険者より認められていた訪問介護サービスを、都道府県の検査官が不正と判断。下肢筋力の向上や維持・認知症の利用者に対する閉じこもり防止等を目的とした外出支援。(訪問介護)
- ちょっと理解できない点は、13日後の2月12日に県管轄の健康福祉センター監査指導課(このときは通所含む)が実地指導で来所したことです。市の方に指導前に、県も実地指導に入る旨を伝えましたが、横のつながりはないとのことで、別々に実地指導を受ける形になりました。この2箇所が同じ時期というか、時期だけでなく、2箇所来ることの無駄を感じました。
- 制度開始以降、一度も監査がない。(福祉用具)

#### ④ 不適切な言動・指導が行われた事例

- 指導時に、質問しようとする、監査に切り替えると言われた。
- 「早朝加算を算定しようとする場合に、全体のサービス提供時間帯に占める割合がごくわずかな場合・・・の、“ごくわずかな”について、事業者として、どのような割合が適正であるとしているのか回答しなさい。」といった、事業者が答えるべきもので無いことについて回答を求められた。(訪問介護)

一方、事業者の理解不足により、バラツキのある指導だと誤認されている事例(事業者側が、基準とは異なる解釈をし、指導が間違っていると指摘している)

- 【入居者が希望する個別選択サービス】に対応する介護職員の勤務時間数を基準配置から算定除外するのは、現実的に積算が困難である。  
(特定施設生活介護)
- 事業開始時、利用者の数に関わりなく2.5人は必須。(訪問介護)
- あらかじめ届けている販売価格(カタログ記載)と、実際の販売費用の額が一致していないと指導を受けた。(福祉用具)

注：このアンケート結果の事例は、事業者団体からのアンケート結果の抜粋であり、事実関係や前後の状況を確認したものではない。

### (3) アンケート調査結果を踏まえた指導監査の際の留意事項

アンケート調査を踏まえ、指導監査にあたっては、以下の点に留意して実施するようお願いする。

- ・ 指導監査を行う際には、法令等の根拠に基づいた指導を行うよう十分に留意するとともに、当該根拠規定等について事業者の説明を行うなど、指導の趣旨・内容について十分な理解を得るよう努めること。また、サービスの質の確保・向上などを目的とした助言を行う場合には、法令等に係る指導等と区分して行うこと。
- ・ 都道府県と市町村間において監査実施計画等の情報を共有し、両者が同一の事業者に指導監査を実施する場合には合同による指導監査を実施するなど、各自治体間の連携を図り、実施すること。
- ・ 指導監査に関する知識及び技術の向上を図り、根拠の無い誤った指導を行わないこと、不適切な言動・指導と誤解されないこと等に十分に注意すること。
- ・ 事業者からの疑義が多い事項や、事業者の誤った解釈により事業運営がされていた事例等については、集団指導等の機会を通じ、事業者に十分に注意喚起を図ること。

## 2 指導指針及び監査指針の理解の徹底等について

### (1) 指導指針及び監査指針の理解の徹底について

平成20年2月27日に開催した全国担当課長会議においてもお願いしたところであるが、介護保険における指導監査については、平成18年4月に施行された改正介護保険法において「指導」と「監査」とが明確に区分され、これを受けて発出した「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発1023001号）に規定した「介護保険施設等指導指針」、「介護保険施設等監査指針」において、

- ・ 「指導」においては、介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする。
- ・ 「監査」は、指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施する

旨の整理を行ったところである。

しかしながら、この「指導」と「監査」の区別の趣旨について適切な理解がないまま、法に基づかない指導監督を実施している例も見受けられる。

介護サービス事業者に適正な法令遵守を求めるかぎり、介護サービス事業者に対する行政上の関与においても、法令に基づいて実施することは当然なところであることから、あらためて制度改正の趣旨の理解に努めていただくとともに、管内市町村にも再度周知いただくようお願いする。

## (2) 指導指針に規定された実地指導の実施状況について

指導指針の見直し等に関する実施状況については、平成20年2月に「指導指針に規定された実地指導の実施状況について」により報告を求めたところである。今般、その結果をとりまとめたので参考にされたい。

いただいた報告によると、

- ① それぞれの自治体における指導指針について、「介護保険施設等指導指針」の改正内容に基づいた見直しが行われていない自治体が見受けられたところである。

平成20年4月に改正を予定している旨の報告いただいた自治体もあるが、まだ「介護保険施設等指導指針」に基づく指導指針等の見直しを行っていない自治体においては、速やかに指導指針等の策定・改正を行っていただくようお願いする。

- ② また、多くの自治体で、実地指導の際に「介護保険施設等指導指針」に基づく資料以外に、人員、設備及び運営基準の状況を確認するための事前提出資料の作成を求めていることが見受けられたところである。

改正後の「介護保険施設等指導指針」においては、従来の「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧する旨の規定を削除し、実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求めるよう改めたところである。

実地指導マニュアルにおいては、行動障害のある利用者等のリストの作成、各種加算等自己点検シートによる自己点検及びその内容が確認できる既存書類等の準備を求めているが、それ以外の新たな資料の作成は求めていないところであるので、その点を十分にご理解いただき実地指導に当たられたい。

指導にあたっての基本的方針

効果

集団指導

制度管理の適正化のための指導については、都道府県及び市町村で下記の重点事項を踏まえて指導を実施。

- ①指定事務の制度説明  
→「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」
- ②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進  
→「監査指導の権限行使の考え方、事業規制、情報の公表制度の仕組み等の説明」
- ③介護報酬請求に係る過誤・不正防止  
→「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」

制度の理解  
不正の防止

制度管理の  
適正化

指導

第23条・第24条に基づく  
実地指導

実地指導については、施設サービス、居宅サービス等を行う事業者及び施設に対し、原則、都道府県及び市町村が実施。必要に応じ厚生労働省（本省及び地方厚生局）との合同により実施。

運営指導

○高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に当たっては、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施する。  
※著しい運営基準違反が確認された場合  
— 生命の危険がある場合 → 監査へ変更  
— 生命の危険がない場合 → 一般行政指導（必要に応じ過誤調整）

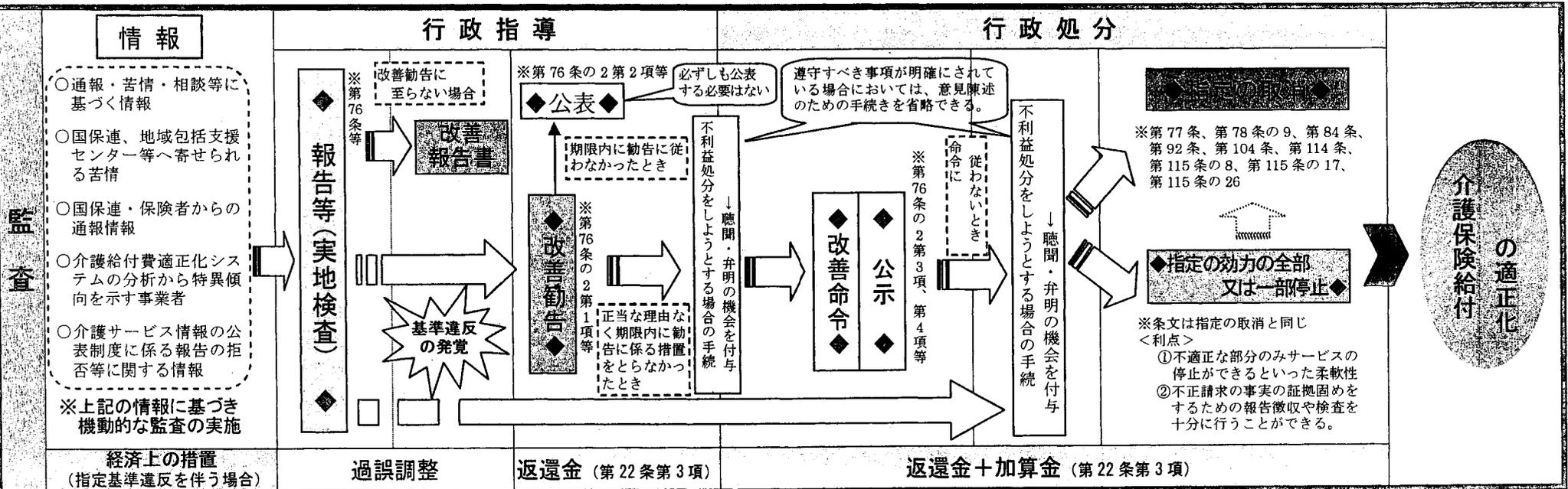
高齢者虐待防止  
身体拘束禁止

よりよい  
ケアの実現

報酬請求指導

○各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導する。  
※報酬請求に不正が確認された場合  
— 著しく悪質な請求と認められる場合 → 監査へ変更  
— 上記以外の場合 → 一般行政指導（必要に応じ過誤調整）

不適正な請求  
の防止



※「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)

## 介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等

### 従前の指導監査(平成12~17年度)

#### 【指導指針 平成12年度以降】

##### ○**集団指導**

介護サービス事業者を集め、講習方式で制度や報酬請求解釈等について周知

##### ○**書面指導**

前年の集団指導に参加しなかったサービス事業所等を対象に、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況等について確認

##### ○**実地指導**

施設サービス事業所は2年、居宅サービス事業所は3年に一度、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況及び運営状況、並びに報酬請求等の確認

#### 【監査指針 平成12年度以降】

##### ○**監査**

不正請求や実地指導に従わない事業所に対し、監査指針に基づき監査を実施

監査後の行政処分として、「指定取消」を実施

### 平成17年制度改正

#### 【指定の更新制度】

- 指定の更新制の創設
- ・指定の効力に有効期間(6年)を設ける
- 指定の拒否要件の創設

#### 【事後規制の強化】

- ・市町村にも監査権限を付与
- ・立入検査規程を導入
- ・基準違反に対して「改善勧告」「改善命令」を創設
- ・不正請求等に対して「指定の効力の一部又は全部停止」を追加

### 現行の指導監査(改正後)

#### 【指導指針 平成18年度以降】

##### ○**集団指導**

・集団指導を強化し、指定制度、事後規制の理解の促進  
(書面指導については全面的に廃止)

・指定基準遵守の周知徹底

・介護報酬請求に係る過誤・不正防止

##### ○**実地指導**

【介護保険施設等実地指導マニュアル 平成19年2月7日通知】

・利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に関する指導強化  
(監査の前置としての実地指導の取り止め)  
(常時実施するよう改正)  
(主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止しそれに伴う事前資料の作成・提出を不要とした)

・介護報酬の各種加算等について請求の不適正な取り扱いの是正

#### 【監査指針 平成18年度以降】

##### ○**監査**

・法令等に基づき基準の遵守状況確認の徹底

・市町村への監査権限の付与による、監査体制の強化

・利用者等からの苦情や通報等に基づき立入検査等による機動的な監査を実施

・不正請求や違反事項に応じた、「改善勧告」「改善命令」「指定の効力の一部又は全部停止」「指定取消」の行政処分の実施を強化



## 指導指針に規定された実地指導の実施状況について

(平成20年2月時点)

### 1. 老発 1023001 号通知に基づく指導指針の策定・改正状況

◎ 全体では、84.4%の自治体が策定・改正済みである。

○都道府県では、85.1%の自治体が策定・改正済みである。

○指定都市では、82.3% //

○中核市では、85.7% //

※平成20年度中には、ほぼ全ての自治体で策定・改定済みとなる予定

### 2. 事前提出資料の作成状況

指導指針策定・改正済みの自治体のうち、

◎ 76.3%の自治体が事前提出資料の作成を求めている。

○都道府県では、80.0%の自治体が事前提出資料を求めている。

○指定都市では、85.7% //

○中核市では、63.3% //

### 3. 指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め

事前提出資料を求めている自治体のうち、事前提出資料に関して、

◎ 31.2%の自治体が要綱等に定めている。

○都道府県では、42.4%の自治体が要綱等に定めている。

○指定都市では、25.0% //

○中核市では、26.3% //

指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【都道府県】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況			事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている	求めている	
1	北海道	○		平成19年4月		○	○
2	青森県	○		平成19年6月		○	
3	岩手県	○		平成18年8月		○	○
4	宮城県	○		平成19年8月	○		
5	秋田県	○		平成19年4月		○	
6	山形県	○		平成19年6月		○	○
7	福島県	○		平成19年5月		○	○
8	茨城県	○		平成19年7月		○	
9	栃木県		○	未定			
10	群馬県	○		平成19年4月		○	
11	埼玉県	○		平成19年5月		○	
12	千葉県	○		平成19年4月		○	○
13	東京都	○		平成19年5月		○	
14	神奈川県	○		平成19年4月		○	○
15	新潟県	○		平成19年4月		○	○
16	富山県	○		平成19年12月		○	
17	石川県		○	平成20年4月			
18	福井県		○	未定			
19	山梨県	○		平成19年4月		○	
20	長野県	○		平成19年3月	○		
21	岐阜県	○		平成19年5月	○		
22	静岡県	○		平成19年7月		○	○
23	愛知県	○		平成19年5月		○	
24	三重県	○		平成19年4月		○	○
25	滋賀県	○		平成19年3月		○	
26	京都府	○		平成19年5月		○	
27	大阪府	○		平成19年3月		○	○
28	兵庫県	○		平成19年10月		○	○
29	奈良県	○		平成19年4月		○	
30	和歌山県	○		平成19年4月		○	
31	鳥取県	○		平成19年11月	○		
32	島根県	○		平成19年4月	○		
33	岡山県	○		平成19年4月		○	○
34	広島県	○		平成19年6月		○	
35	山口県	○		平成19年4月		○	
36	徳島県	○		平成19年3月		○	
37	香川県		○	未定			
38	愛媛県	○		平成19年4月		○	○
39	高知県		○	平成20年4月			
40	福岡県		○	平成20年4月			
41	佐賀県	○		平成19年4月		○	
42	長崎県	○		平成19年4月	○		
43	熊本県	○		平成18年11月	○		
44	大分県		○	平成20年4月			
45	宮崎県	○		平成19年6月		○	○
46	鹿児島県	○		平成19年6月		○	
47	沖縄県	○		平成19年5月	○		
合計		40	7		8	32	14
実施率		85.1%	14.9%		20.0%	80.0%	42.4%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

## 指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【指定都市】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況			事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている	求めている	
101	札幌市	○		平成19年4月	○		
102	仙台市	○		平成19年4月		○	
103	さいたま市	○		平成20年2月		○	
104	千葉市	○		平成19年6月		○	○
105	川崎市	○		平成19年3月		○	
106	横浜市	○		平成19年6月		○	
107	新潟市	○		平成19年4月		○	
108	静岡市	○		平成19年8月		○	
109	浜松市	○		平成19年4月	○		
110	名古屋市	○		平成19年6月		○	
111	京都市	○		平成19年6月		○	○
112	大阪市	○		平成19年9月		○	○
113	堺市		○	平成20年3月			
114	神戸市		○	平成20年3月			
115	広島市		○	平成20年4月			
116	北九州市	○		平成19年4月		○	
117	福岡市	○		平成19年4月		○	
合計		14	3		2	12	3
実施率		82.3%	17.6%		14.3%	85.7%	25.0%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

## 指導指針に規定された実地指導の実施状況総括表

【中核市】

No	都道府県	老発1023001号通知に基づく指導指針の策定・改正状況			事前提出資料の作成状況		指導要綱等における事前提出資料様式に関する定め
		既に行っている	行っていない	策定・改正(予定)時期	求めている	求めている	
201	函館市	○		平成19年7月	○		
202	旭川市	○		平成19年10月	○		
203	青森市	○		平成19年4月		○	
204	秋田市	○		平成19年4月		○	
205	郡山市		○	平成20年3月			
206	いわき市	○		平成19年5月		○	○
207	宇都宮市	○		平成19年4月	○		
208	川越市	○		平成19年8月		○	
209	船橋市	○		平成19年6月		○	○
210	横須賀市	○		平成19年4月	○		
211	相模原市	○		平成19年4月		○	
212	富山市	○		平成19年4月		○	
213	金沢市		○	平成20年度			
214	長野市	○		平成19年5月	○		
215	岐阜市	○		平成19年8月	○		
216	豊橋市	○		平成18年11月		○	○
217	岡崎市	○		平成19年5月	○		
218	豊田市		○	平成20年4月			
219	高槻市	○		平成19年8月		○	
220	東大阪市	○		平成19年6月		○	
221	姫路市	○		平成19年9月		○	
222	奈良市	○		平成19年4月		○	
223	和歌山市	○		平成19年4月		○	
224	岡山市		○	未定			
225	倉敷市	○		平成19年4月		○	
226	福山市	○		平成19年5月	○		
227	下関市	○		平成19年8月		○	○
228	高松市		○	平成20年3月			
229	松山市	○		平成19年12月		○	
230	高知市	○		平成18年9月		○	
231	長崎市	○		平成19年6月	○		
232	熊本市	○		平成19年4月	○		
233	大分市	○		平成19年5月	○		
234	宮崎市	○		平成19年5月		○	○
235	鹿児島市	○		平成19年11月		○	
合計		30	5		11	19	5
実施率		85.7%	14.3%		36.7%	63.3%	26.3%

注1 「事前提出資料の作成状況」における実施率は、指針の策定・改正を行っていない自治体を除いた数値である。

注2 「指導要綱等における事前提出資料に関する定め」における実施率は、指針の策定・改正の未実施並びに事前提出資料を求めている自治体を除いた数値である。

### (3) 介護保険施設等実地指導マニュアルの活用について

また、平成20年2月27日に開催した全国担当課長会議においても、実地指導のための基本的な知識や利用者の生活実態の把握、サービスの質の確認方法等について記した「介護保険施設等実地指導マニュアル」について、未だその理解・周知が不十分なところも見受けられるので、その理解と活用をお願いしたところである。業務の標準化を図る観点から引き続き当該マニュアルの十分な理解・活用を図られたい。

### 3 行政処分の実施及び程度の決定にあたっての基本的考え方について

介護サービス事業者に対する行政処分の実施は、事業者の業務継続や利用者のサービス確保に重大な影響を及ぼすものであることから、行政処分の実施や程度決定に当たっては、適切な事実確認を行った上で、統一された考え方に基づいて実施されることが必要不可欠であり、介護事業運営の適正化に関する有識者会議及び介護保険部会意見においてもこれらを含む自治体の行う指導監督業務の標準化について指摘されているところである。

事後規制の強化については、平成17年の介護保険法改正により、従来から規定されていた指定取消に加え、改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止が新たに規定され、これらの権限行使を適切に行い、介護保険制度の安定的かつ適正な運営の確保に資することとしたものである。

については、行政上の措置の標準化、法令の適切な適用に資するため、別紙のとおり行政処分の実施や程度決定にあたっての基本的な考え方を示すこととしたので、内容を確認の上、行政処分を実施及び程度の決定を行う際の判断に活用いただくようお願いする。

(別紙)

行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方

I 具体的にどのような行政処分を実施するか判断に当たっては、まず、当該行為の重大性・悪質性について、特に以下の点に着眼し、検証を行う。

① 公益侵害の程度

- 利用者に対し著しく不適切な介護サービスを提供し、あるいは多額の不正請求を行うなど、当該違法・不当行為が公益性を著しく侵害しているか。
- 被害を受けた利用者数、個々の利用者が受けた被害ほどの程度深刻か。

② 故意性の有無

- 当該違法・不当行為が故意によるものか、過失によるものか。

③ 反復継続性の有無

- 当該違法・不当行為が反復継続して行われたのか、あるいは一回限りのものであったのか。
- 当該違法・不当行為が行われた期間がどの程度であったのか。

④ 組織性・悪質性の有無

- 当該違法・不当行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは経営陣や管理者も関わっていたのか。
- 問題を認識した後に隠蔽を図るなど悪質な行為が認められたか。悪質な行為が認められた場合には、当該行為が組織的なものであったか。

II Iの検証結果をもとに、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、事業者の運営管理態勢(※)など、配慮すべき他の要素を総合的に考慮した上で、具体的な処分内容を決定する。

(※) 事業者の運営管理態勢の適切性

- 個々の役職員の法令遵守等に関する知識や取組は十分か。
- 事業者の運営管理態勢は十分か、また適切に機能しているか。職員教育は十分に行われているか。

#### 4 行政処分等を行う場合の留意点について

ア 指定の取消処分における情報提供の徹底及び関係自治体の連携の強化  
各自治体が行う監査において、指定の取消処分にかかる事案が確認された場合には、介護サービス事業者の地域における事業展開によっては他の指定権者に影響が及ぶことも考えられ、その場合には当該自治体のみの問題にとどまらなくなることから、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、当室あて必ず情報提供をいただくようお願いする。

また、対応に当たり行政処分を実施する自治体にあつては、処分を実施する前に、処分を行おうとする介護サービス事業者の事業展開地域の把握を的確に行い、関係自治体との十分な情報共有や緊密な連携のもとに対応されるようお願いするとともに、各都道府県においては、特に管内市町村に対し、この点の周知をお願いする。

#### イ 集団指導等における行政処分の要因分析の活用

改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止や指定の取消処分を行った場合には、これに至った要因の分析を各自治体において行い、その結果を、集団指導等を通じて周知するなど不正発生の未然防止に活用するようにされたい。

#### ウ 改善勧告に関する情報提供

改善勧告の内容において報酬返還を求めるなどの不適正な事例が見受けられていることから、当分の間、改善勧告を実施する前に情報提供をお願いするとともに、その結果については、その都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

## 自己点検シート（標準様式例）（案）について

- 営利法人の介護サービス事業所に対する書面による審査を行う場合の標準的な報告様式として、「自己点検シート（標準様式例）」（以下「標準様式」という。）を提示する。
  - 標準様式については、各事業所における法令遵守状況の確認を行うための人員、設備及び運営基準の各項目に適合しているか否かの状況を記載する方法とする。
  - 今回の標準様式は次の主な9種類のサービス体系を示しているが、各自治体で書面審査を行う場合には、これらの様式を参考に、他の種類のサービスを含めて、営利法人が運営する全種類のサービスに対する自己点検シートを各自治体で作成して実施する。
    - ① 訪問介護
    - ② 訪問入浴
    - ③ 訪問看護
    - ④ 通所介護
    - ⑤ 福祉用具貸与
    - ⑥ 居宅介護支援
    - ⑦ 特定施設入所者生活介護
    - ⑧ 認知症対応型共同生活介護
    - ⑨ 小規模多機能型居宅介護
- ※介護予防サービスの事業所も含む。
- なお、標準様式については、上記のとおり、各自治体において適宜変更しても差し支えないが、各自治体及び監査対象となる事業所に対して、次の点を留意する等して事務軽減を図るように、十分な配慮を願いたい。
    - ・ 自治体が作成する自己点検シートの内容について、標準様式の内容と著しく乖離しないようにすること。

- ・ 自己点検シートの提出にあわせ、添付資料の提出を求める場合については、既存の資料等に対応できるような内容とする。
- ・ 特に、複数の自治体において広域的な事業を行っている事業者については、他の自治体を実施する自己点検シートの内容と齟齬がないようにすること。

○ また、小規模多機能型居宅介護事業所の自己点検シートについては、

- ① 平成18年度に創設され、新しくできたサービスであること。
- ② 「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」といった多様なサービスを、利用者のニーズに応じて適時適切に組み合わせて柔軟に提供するものであること。

から、自治体及び事業所の双方の理解を深められるよう、事業所自らが事業運営に関する留意事項を記載したヒント等も参考にし、記載する方法で作成したものである。

各自治体においては、標準様式も参考に自己点検シートを作成願いたい。

## 自己点検シート(案)

- ・フェイスシート
- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅介護支援
- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護



# フェイスシート



## 自己点検シート（平成〇〇年度）

サービス種別	
--------	--

記入日 平成 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名
代表者職名・氏名

事業所番号										
フリガナ										
事業所名										
住所	(〒      -      )									
連絡先	電話						FAX			
開設年月日	平成      年      月									
管理者	職名					氏名				
記載担当者	職名					氏名				



# 訪問介護



## 自己点検シート（訪問介護・介護予防訪問介護）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>I 人員基準</b>					
訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上となっていますか。  → 下記の数値を記載してください。 ① 常勤専従職員の人数 (                      ) 人 ② 常勤職員の1ヶ月の通常勤務すべき時間 (                      ) 時間 ③ 非常勤・非専従訪問介護員の1ヶ月間の勤務時間合計 (                      ) 時間 ④ ①+③÷②の値（小数点以下第2位切り捨て） (                      )	基準第5条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供責任者	サービス提供責任者は常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事しているものを配置していますか。（管理者との兼務可）  サービス提供責任者の配置人数は適切ですか。  → 下記の数値を記載してください。 サービス提供責任者の人数 (                      ) 人 ① 訪問介護員数（実人員）毎の基準 (                      ) 人 ÷ 10 = (                      ) ② 月間延べサービス提供時間数毎の基準 (                      ) 時間 ÷ 450 = (                      )  ※サービス提供責任者数は、①②のいずれか少ない員数以上。  サービス提供責任者は下記の資格要件を満たしていますか。  ※サービス提供責任者になれる資格要件 ①介護福祉士、②介護職員基礎研修修了者、 ③1級ヘルパー、④看護師等、 ⑤2級ヘルパーで3年以上介護等の業務に従事	第5条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者	管理者は常勤職員を配置していますか。  管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。  → 下記の事項について記載してください。  ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 (                      ) ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：(                      ) 職種名：(                      ) 勤務時間：(                      )	第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月ひと月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>II 設備基準</b>					
設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な備品等を備えていますか。	第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

<b>III 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。  ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者等との連携	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
身分を証する書類の携行	訪問介護員等に身分証を携行させ、初回訪問時または求めに応じて提示するよう指導していますか。	第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
具体的取扱方針	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護技術の進歩に対応した適切な介護サービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の病状、心身の状況及びその置かれた環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切な相談及び助言を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
訪問介護計画の作成	サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成していますか。	第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問介護計画書の内容について利用者及びその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問介護計画書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等が同居家族に対して訪問介護を提供していませんか。	第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
管理者及びサービス提供責任者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス提供責任者は下記の業務を適切に行っていますか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申込に係る調整</li> <li>・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握</li> <li>・ サービス担当者会議の出席等による居宅介護支援事業者等との連携</li> <li>・ 訪問介護員等に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達</li> <li>・ 訪問介護員等の業務実施状況の把握</li> <li>・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理</li> <li>・ 訪問介護員等に対する研修・技術指導</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 職員の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護等の総合的な提供	指定訪問介護事業の運営にあたっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、選択、掃除等の家事を常に総合的に提供していますか。	第29条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問介護員等に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	運営規程や、勤務体制表等を事業所内に掲示していますか。	第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。  苦情件数： 月 件程度 苦情相談窓口の設置： 有・無 相談窓口担当者：	第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。  →事故事例の有無： 有・無	第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。  →損害賠償保険への加入： 有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護サービスの提供に関する記録（訪問介護計画、サービス実施記録等）を整備・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



# 訪問入浴介護





点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>Ⅲ 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。  ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者等との連携	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は必要な援助を行っていますか。	第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
身分を証する書類の携行	訪問入浴従業者に身分証を携行させ、初回訪問時または求めに応じて提示していますか。	第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、訪問入浴に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該事業所の訪問入浴従業者によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問入浴従業者に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	訪問入浴従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	設備及び備品について、衛生的な管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	運営規程や、勤務体制表等を事業所内に掲示していますか。	第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数： 月 件程度 苦情相談窓口の設置： 有 ・ 無 相談窓口担当者：	第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無： 有 ・ 無	第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第48条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合、利用者の選定により特別な浴槽水に係る費用の支払いを受けける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
取扱方針	1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行っていますか。	第50条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、看護職員に代えて介護職員を充てることできるが、その場合は主治の医師の意見を確認していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医等への連絡など必要な措置を講じていますか。	第51条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第52条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目的及び運営の方針</li> <li>・ 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・ 営業日及び営業時間</li> <li>・ 指定訪問入浴介護の内容及び利用料金その他費用の額</li> <li>・ 通常の事業の実施地域</li> <li>・ サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>・ 緊急時等における対応方法</li> <li>・ その他運営に関する重要事項</li> </ul>	第53条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第53条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護サービスの提供に関する記録（サービス実施記録等）を整備・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 訪問看護



## 自己点検シート（訪問看護・介護予防訪問看護）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>I 人員基準（注）</b>					
看護師等の員数	看護職員（保健師、看護師又は准看護師）は、常勤換算方法で2.5人以上ですか。内1人は常勤ですか。  → 下記の数値を記載してください。 ① 常勤専従職員の人数 (                      人 ) ② 常勤職員の1ヶ月の通常勤務すべき時間 (                      時間 ) ③ 非常勤・非専従訪問介護員の1ヶ月間の勤務時間合計 (                      時間 ) ④ ①+③÷②の値 (小数点以下第2位切り捨て) (                      )	基準第60条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者	管理者は指定訪問看護ステーション業務に専ら従事している常勤の保健師又は看護師ですか。  管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。  → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 (                      ) ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：(                      ) 職種名：(                      ) 勤務時間：(                      )	第61条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」、「サービス提供時間（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

<b>II 設備基準</b>					
設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な備品等を備えていますか。	第62条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>Ⅲ 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。  ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る主治医及び居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第63条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者等との連携	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、主治医（終了時に限る）及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第64条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は必要な援助を行っていますか。	第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
身分を証する書類の携行	看護師等に身分証を携行させ、初回訪問時または求めに応じて提示していますか。	第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
健康手帳への記載	利用者の健康手帳の医療に係る頁に必要な事項を記載していますか。 (健康手帳を所持している者のみ対象)	第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第66条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明、同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定訪問看護の基本取扱方針	訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定して計画的に行われていますか。	第67条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定訪問看護の具体的取扱方針	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	第68条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	医学の進歩に対応した適切な看護をもってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の病状、心身の状況及びその置かれた環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切に指導を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
主治医との関係	管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っていますか。	第69条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問看護の開始に際し、主治医の指示書を受領していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、訪問看護の提供に当たって主治医と密接な連携を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	看護師等（准看護師を除く。）利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標を達成するための具体的な内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。	第70条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問看護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	訪問看護計画書の主要な事項について利用者及びその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問看護計画書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	訪問日・提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
同居家族に対する訪問看護の禁止	訪問看護職員が同居家族に対して訪問看護を提供していませんか。	第71条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	第72条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第52条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣を除く。）を使用していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	看護師等に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	看護師等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	運営規程や、勤務体制表等を事業所内に掲示していますか。	第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。  苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。  →事故事例の有無：有・無	第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。  →損害賠償保険への加入：有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。  ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・指定訪問介護の内容及び利用料金 その他費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・その他運営に関する重要事項	第73条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第73条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護サービスの提供に関する記録（主治医による指示書、訪問看護計画書、サービスの内容の記録等）を整備・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



# 通所介護



## 自己点検シート（通所介護・介護予防通所介護）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>I 人員基準</b>					
従業者の員数	<b>【生活相談員】</b> 単位毎に、サービス提供時間帯を通じて、専ら当該サービスの提供に当たる生活相談員を1名以上配置していますか。	基準第93条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	生活相談員は、社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者が配置されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>【看護職員】</b> 単位毎に、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）を1名以上配置していますか。 ※利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員が1名以上	第93条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>【介護職員】</b> 単位毎に、サービス提供時間を通じて、専ら当該サービスの提供に当たる介護職員を規定通り配置していますか。 ※利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員が1名以上 ※利用者の数が15人までは1名以上。それ以上5又はその端数を増すごとに1名追加	第93条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>【機能訓練指導員】</b> 機能訓練指導員を1名以上配置していますか。	第93条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者（※）が配置されていますか。 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	生活相談員又は介護職員（※）のうち1名以上は常勤となっていますか。 ※利用定員10人以下の場合は、生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上	第93条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者	管理者は常勤職員を配置していますか。	第94条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名（ ） ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職種名：（ ） 勤務時間：（ ）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「単位毎の利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>II 設備基準</b>					
設備及び備品等	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。	第95条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>【食堂、機能訓練室】</b> 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。  ※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、且つ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所として可。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>【相談室】</b>  遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】</b>  消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>Ⅲ 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。  ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者等との連携	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は必要な援助を行っていますか。	第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第96条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	下記のサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ロ 通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額を超える費用 ハ 食事の提供に要する費用 ニ おむつ代 ホ 指定通所介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	第96条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
通所介護計画書の作成	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成していますか。	第99条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通所介護計画書は居宅サービス計画書に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通所介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通所介護計画書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の記録を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第52条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的及び運営の方針</li> <li>・従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>・営業日及び営業時間</li> <li>・指定通所介護の利用定員</li> <li>・指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>・通常の事業の実施地域</li> <li>・サービス利用に当たっての留意事項</li> <li>・緊急時等における対応方法</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・その他運営に関する重要事項</li> </ul>	第100条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第101条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	従業者に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
定員の遵守	利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていませんか。	第102条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て関係機関等の連携体制等の整備を行っていますか。また非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	第103条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第104条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護サービスの提供に関する記録（通所介護計画、サービス実施記録等）を整備・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	第104条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、綿密な関係を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	インフルエンザ、腸管出血性大腸菌群、レジオネラ症等の対策について、その発生及びまん延を防止するための適切な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	運営規程や、勤務体制表等を事業所内に掲示していますか。	第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。  苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。  →事故事例の有無：有・無	第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。  →損害賠償保険への加入：有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 福祉用具貸与



## 自己点検シート（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>I 人員基準</b>					
福祉用具専門相談員等の員数	福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2人以上となっていますか。  → 下記の数値を記載してください。 ① 全福祉用具専門相談員の1ヶ月間の勤務時間合計 (                                  時間) ② 常勤職員の1ヶ月の通常勤務すべき時間 (                                  時間) ③ ①÷②の値（小数点以下第2位切り捨て） (                                  )  ※なお、指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定介護予防福祉用具販売、指定特定福祉用具販売の指定を併せて受け、それが同一事業所で一体的に運営されている場合は、介護予防福祉用具事業所の員数を満たすものとみなします。  福祉用具専門相談員は必要な要件を満たしていますか。  <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 義肢装具士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師又は准看護師 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 都道府県知事が指定した講習過程を修了した者 <input type="checkbox"/> 都道府県知事が同程度以上の講習を受けたと認められる者	基準第194条第1項	□	□	
管理者	管理者は常勤職員を配置していますか。  管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。  → 下記の事項について記載してください。  ・ 兼務の有無（有 ・ 無）  ・ 当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名  (                                  )  ・ 同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数  事業所名：(                                  ) 職種名：(                                  ) 勤務時間：(                                  )	第195条	□	□	

（注）事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月ひと月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>II 設備基準</b>					
設備・備品等	<p>福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び機材並びに事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、必要な備品等を備えていますか。</p> <p>※なお、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は機材を有しないことができるため、以下の設問について回答する必要はありません。</p>	第196条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【福祉用具の保管のための設備】</p> <p>清潔ですか。</p> <p>消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することができますか。</p> <p>※なお、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を受け、それが同一事業所で一体的に運営されている場合は、第196条第2項の基準を満たすものとみなします。</p>	第196条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【福祉用具の消毒のために必要な機材】</p> <p>福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果が得られていますか。</p> <p>※なお、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を受け、それが同一事業所で一体的に運営されている場合は、第196条第2項の基準を満たすものとみなします。</p>	第196条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

<b>III 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明・同意	<p>事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項</p>	第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。</p>	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	<p>自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。</p>	第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	<p>被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。</p>	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者等との連携	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
身分を証する書類の携行	従業者に身分証を携行させ、初回訪問時または求めに応じて提示していますか。	第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第197条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	数箇月分の利用料を前払いにより徴収している場合、要介護認定の有効期間を超えて徴収していませんか。	老企第25号 H11.9.17)第3十一 3(1) ①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	第197条 第3項の一	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	福祉用具の搬出入に特別な措置（通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等）が必要な場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	第197条 第3項の二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
保険給付のための証明書 の交付	法定代理受領サービスではない、福祉用具に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者へ介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われていますか。	第198条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
具体的取扱方針	利用者の心身の状況、及びそのおかれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じていますか。	第199条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、利用者又はその家族に対し同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	必要に応じて利用者へ実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者等からの要請等に応じて、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。  ※福祉用具の修理に当たっては、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとします。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該利用者に係る介護支援専門員により、少なくとも6月に1回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう、必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス担当者会議の開催を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていますか。	老企第25号 H11.9.17)第3十一 3(3) ③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合</li> <li>偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合</li> </ul>	第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第52条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。  同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、一体的に事業を行う場合は、運営規定を一体的に作成しても差し支えありません。	第200条			
	事業の目的及び運営の方針を定めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	従業者の職種、員数及び職務内容を定めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	営業日及び営業時間を定めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	福祉用具貸与事業所毎に指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額を定めていますか。  ※「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。 「利用料」は、福祉用具貸与に係る利用料（1割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を指します。 「その他の費用の額」としては、居宅基準第197条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額を設定するものを指します。 但し、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載されていなければならないこととなります。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域を定めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※客観的にその区域が特定されるものであること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。  その他運営に関する事項を定めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第101条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
適切な研修の機会の確保	<p>福祉用具専門相談員の資質の向上のため、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。</p> <p>※福祉用具の種類が多様多様であり、常に新しい機能を有するものが開発され、要介護者の要望は多様であることから、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた、情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。</p>	第201条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具の取扱をしていますか。	第202条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第203条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を行っていますか。	第203条第5項			
	【消毒】 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、すでに消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。	第203条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	→ 委託等を行っている場合は、以下の取り決めを文書により行っていますか。  □当該委託等の範囲 □受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（委託業務）が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 □指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 □指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が定期的に確認する旨 □受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 □その他当該委託等業務の適切な実	老企第25号 H11.9.17)第3十一3(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	福祉用具の保管を他の事業者に行わせている場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	第203条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
衛生管理等	【保管】 福祉用具の保管を委託等により他の事業者に行わせている場合、当該委託の契約の内容において保管が適切な方法に行われていることを担保していますか。	第203項第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	福祉用具の消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合、当該委託の契約の内容において消毒が適切な方法に行われていることを担保していますか。	第203条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	→ 委託等を行っている場合は、以下の取り決めを文書により行っていますか。  □当該委託等の範囲 □受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（委託業務）が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 □指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 □指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が定期的に確認する旨 □受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 □その他当該委託等業務の適切な実	老企第25号H11.9.17)第3十一3(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	福祉用具の消毒を他の事業者に行わせている場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	第203条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示及び目録の備え付け	運営規程等を事業所内に掲示していますか。	第204条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	取り扱う福祉用具の品名及び品名毎の利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者及びその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。  苦情件数： 月 件程度 苦情相談窓口の設置： 有・無 相談窓口担当者：	第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。  →事故事例の有無： 有・無	第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。  →損害賠償保険への加入： 有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第204条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護サービスの提供に関する記録（サービス実施記録等）を整備・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 居宅介護支援



## 自己点検シート（居宅介護支援・介護予防支援）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>I 人員基準</b>					
従業者の員数	常勤の介護支援専門員を1人以上配置していますか。	基準第2条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	常勤（       人）： 非常勤（       人）				
	介護支援専門員の員数は標準数（利用者の数が35又はその端数を増すごとに1名）を満たしていますか。	第2条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者	常勤の介護支援専門員である管理者を配置していますか。	第3条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

<b>II 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明・同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者又は家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得ていますか。  ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証の確認を行っていますか。	第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時又は利用者等の求めに応じて提示するよう指導していますか。	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用料等の受領	利用料のほか、運営規程に定められた交通費（利用者の居宅が通常の実施地域以外の地域の場合）以外の支払いを利用者から受けていませんか。	第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基本取扱方針	自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、改善を図っていますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
具体的取扱方針	指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に対して提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を完結の日から2年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	次に掲げる場合においては、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催していますか。  ①居宅サービス計画を新規に作成した場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ④居宅サービス計画の変更を行う場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録をその完結の日から2年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。  ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していますか。  ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行なっていますか。また、医療サービス以外のサービスを位置づける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは尊重してこれを行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。（利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、上記の日数を超えた利用が必要と認められる場合を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1回サービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合、委託を受ける件数（離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者に係る委託を受けた件数を除く。）は、当該事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に8を乗じて得た数が上限となっていますか。また、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規定	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 職員の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月～1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	運営規程の概要や、勤務体制表等を事業所内に掲示していますか。	第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を文書により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業者及び管理者は、介護支援専門員に居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることとの対償として当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
苦情処理	・苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。  苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情の内容等を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行なう調査に協力するとともに、市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。  →事故事例の有無：有・無	第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。  →損害賠償保険への加入：有・無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 特定施設入居者生活介護



**特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業者自己点検シート**

記入年月日	平成 年 月 日				
介護保険事業所番号					
事業所	名称				
	所在地				
管理者の氏名	(氏名)	事業所電話番号	- -		
記入担当者職・氏名	(職) (氏名)	連絡先電話番号	- -		
法人等の名称					
法人等の代表者の職名・氏名	(職) (氏名)				

1. 指定に関する事項

事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日 (指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	
事業の開始年月日	昭和・平成 年 月 日
指定の年月日	平成 年 月 日
指定の更新年月日(直近)	平成 年 月 日
生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無	あり・なし
老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームの届出	あり・なし
老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの許可等	あり・なし
介護保険法施行規則第15条第3号に規定する高齢者専用賃貸住宅の届出の有無	あり・なし

2. 人員に関する基準

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間						
特定施設・介護予防特定施設職員の人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	人	人	人	人	人	人
生活相談員	人	人	人	人	人	人
看護職員	人	人	人	人	人	人
介護職員	人	人	人	人	人	人
機能訓練指導員	人	人	人	人	人	人
計画作成担当者	人	人	人	人	人	人
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数			介護職員	時間	看護職員	時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。(平11厚令37第2条第7項)

利用定員	人	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数（実人数）	人	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者のうち、要支援1の者を0.3人とした利用者数	人
------	---	---------------------------------------	---	---	---

(注) 事業所にある既存の「前年度利用実績表（月単位）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種 ②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間 ③常勤・非常勤の別

※ 介護サービス及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値である（当該年度は毎年4月1日から翌年の3月31日）。ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数による。利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該年度の日数で除して得た数とする。算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げる。（平11厚令37第175条第7項・平11老企25第二1(5)）

(参考)

(1) <前年度を通して実績がある場合の計算方法>

前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。

(2) <前年度を通しては実績がないが、開設から1年以上実績がある場合の計算方法>

直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。

(3) <開設から6月以上1年未満の場合の計算方法>

直近6月における全利用者等の延数を6月の日数で除して得た数とする。

(4) <開設から6月未満の場合の計算方法>

便宜上、利用定員数の90%を利用者数とする。

\* (2)、(3)、(4)の場合において上記計算方法により難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
従業者の 人員	<p>（生活相談員）</p> <p>① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。</p> <p>（例）</p> <p>利用者100人まで 常勤換算方法で 1人 利用者100人超～200人 常勤換算方法で 2人</p> <p>② 1人以上は常勤ですか。（資格要件なし）</p>	<p>平11厚令37第175条第1項1号・第2項第1号・第4号・</p> <p>平18厚令35第231条第1項第1号・第2項第1号・第4号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>（看護職員又は介護職員）</p> <p>① 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。</p> <p>（常勤換算方法で 3：1）</p> <p>※ 利用者数は、要介護者の利用者及び要支援2として認定を受けている利用者の数に、要支援1として認定を受けている利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数</p>	<p>平11厚令37第175条第1項第2号イ・第2項第2号イ・</p> <p>平11老企25第三の十1(1)②・</p> <p>平18厚令35第231条第1項第2号イ・第2項第2号イ</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 看護職員の数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上となっているか。</li> <li>・利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっていますか。</li> </ul> <p>（例）</p> <p>利用者30人まで 常勤換算方法で1人 利用者30人超～80人 常勤換算方法で2人 利用者80人超～130人 常勤換算方法で3人</p> <p>・看護職員は、看護師又は准看護師の資格を有する者か。</p>	<p>平11厚令37第175条第1項第2号ロ・第2項第2号ロ・</p> <p>平18厚令35第231条第1項第2号ロ・第2項第2号ロ</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていますか。</p> <p>（資格要件なし）</p>	<p>平11厚令37第175条第1項・第2項第2号ハ・</p> <p>平11老企25第三の十1(1)③</p> <p>平18厚令35第231条第1項第2号ハ</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
従業者の 人員	看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。	平 11 厚令 37 第 175 条第 1 項・第 2 項第 2 号ハ・第 8 項・ 平 11 老企 25 第三の 十 1(1)④・ 平 18 厚令 35 第 231 条第 5 項・ 第 8 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(機能訓練指導員) ① 1 以上ですか。 ② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(※)を配置していますか。 ※ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者	平 11 厚令 37 第 175 条第 1 項第 3 号・第 2 項第 3 号・第 6 項・ 平 11 老企 25 第三の 十 1(3)・ 平 18 厚令 35 第 231 条第 1 項第 3 号・ 第 2 項第 3 号・第 6 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(計画作成担当者) ① 1 以上（利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする）となっていますか。常勤換算方法で 100:1 が標準) ② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者となっていますか。 (ただし、利用者及び介護予防サービス、居宅サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事可)	平 11 厚令 37 第 175 条第 1 項第 4 号・ 第 2 項第 4 号・ 第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 231 条第 1 項第 4 号・ 第 2 項第 4 号・ 第 7 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(管理者) 指定特定施設又は指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 (資格要件なし) (ただし、指定特定施設及び指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事可)	平 11 厚令 37 第 176 条・ 平 18 厚令 35 第 232 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
設備に関する基準	<p>① 指定特定施設の建築物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建物又は準耐火建物となっていますか。</p> <p>② ①にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 177 条第 1 項・第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 1 項・第 2 項・ 建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 及び 第 9 号の 3・ 平 11 老企 25 第三の八 2(2)・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 条)</p>	□	□	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）																																				
設備に関する基準	<p>③ 消防用設備等について下記の基準を満たしていますか。</p> <p>(平成 21 年 3 月 31 日まで)</p> <table border="1" data-bbox="236 331 914 869"> <thead> <tr> <th>消防用設備</th> <th>主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)</th> <th>左記以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td colspan="2">150㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>1,000㎡以上の施設に設置</td> <td>6,000㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td colspan="2">300㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関へ通報する火災報知設備</td> <td colspan="2">500㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関の検査を受けるもの</td> <td colspan="2">300㎡以上の施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「主として要介護状態にある者を入居させるもの」: 介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの(H11. 3. 17 消防庁通知第 53 号)</p> <p>(平成 21 年 4 月 1 日以降)</p> <table border="1" data-bbox="236 1104 914 1641"> <thead> <tr> <th>消防用設備</th> <th>主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)</th> <th>左記以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>150㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>275㎡以上の施設に設置</td> <td>6,000㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>300㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関へ通報する火災報知設備</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>500㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関の検査を受けるもの</td> <td>全ての施設</td> <td>300㎡以上の施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「主として要介護状態にある者を入居させるもの」: 介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの(H19. 12. 21 消防庁通知第 390 号)</p>	消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの	消火器具	150㎡以上の施設に設置		スプリンクラー	1,000㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置	自動火災報知設備	300㎡以上の施設に設置		消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上の施設に設置		消防機関の検査を受けるもの	300㎡以上の施設		消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの	消火器具	全ての施設に設置	150㎡以上の施設に設置	スプリンクラー	275㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置	自動火災報知設備	全ての施設に設置	300㎡以上の施設に設置	消防機関へ通報する火災報知設備	全ての施設に設置	500㎡以上の施設に設置	消防機関の検査を受けるもの	全ての施設	300㎡以上の施設	<p>平 11 厚令 37 第 177 条第 6 項・第 7 項・平 18 厚令 35 第 233 条第 6 項・第 7 項・消防法(昭和 23 年法律第 186 条)・消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)・消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)・「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成 19 年政令第 179 号)・「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成 19 年総務省令第 66 号)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの																																							
消火器具	150㎡以上の施設に設置																																								
スプリンクラー	1,000㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置																																							
自動火災報知設備	300㎡以上の施設に設置																																								
消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上の施設に設置																																								
消防機関の検査を受けるもの	300㎡以上の施設																																								
消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの																																							
消火器具	全ての施設に設置	150㎡以上の施設に設置																																							
スプリンクラー	275㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置																																							
自動火災報知設備	全ての施設に設置	300㎡以上の施設に設置																																							
消防機関へ通報する火災報知設備	全ての施設に設置	500㎡以上の施設に設置																																							
消防機関の検査を受けるもの	全ての施設	300㎡以上の施設																																							

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
設備に関する基準	④ 一時介護室（一時的に利用者に移してサービスを行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。 ※ ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。	平 11 厚令 37 第 177 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 3 項・ 平 11 厚令 37 附則第 10 条・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(介護居室) 介護居室は、次の基準を満たしていますか。 1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。 2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。(面積基準はなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明が必要。) 3) 地階に設けてはならないこと。 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 1 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 1 号 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 2(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(浴室) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるとなっていますか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 3 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 3 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(便所) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 4 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 4 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(構造) 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものですか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 5 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	① 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正ですか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 7 項・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等) ① 正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んでいませんか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 11 条の準用・平 18 厚令 35 第 245 条による第 11 条の準用・平 11 老企 25 第三の一の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。	平 11 厚令 37 第 179 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 235 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の 13(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、事業者自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。	平 11 厚令 37 第 179 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 235 条第 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(内容及び手続の説明及び契約の締結等) ① あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスを記載した重要事項説明書を交付し、説明していますか。	法第 74 条第 2 項・平 11 厚令 37 第 178 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の 13(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 入居及び指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか。(指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、一つの契約書によることができる。)	平 11 厚令 37 第 178 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の 13(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件は定めてはいませんか。	平 11 厚令 37 第 178 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ より適切なサービス提供を行うため、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記していますか。	平 11 厚令 37 第 178 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>① 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び要介護・要支援認定の有効期間を確認している。</p> <p>被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、審査会意見に配慮したサービスの提供に努めていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条による第 11 条の準用・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条による</p> <p>第 11 条の準用・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(4)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(要介護・要支援認定の申請に係る援助)</p> <p>① 利用申込者が要介護・要支援認定等を受けていない場合に、要介護・要支援認定申請のために速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>② 要介護・要支援認定等の申請が、遅くとも有効期間が終了する 30 日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条による第 12 条の準用・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条による第 12 条の準用・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(5)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(法定代理受領サービスを受けるため利用者の同意)</p> <p>① 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設においてサービスを提供する事業者は、当該サービスを法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認していますか。</p> <p>② 市町村又は国民健康保険団体連合会に利用者の同意を得た旨及びその氏名等が記載された書類を提出していますか。</p> <p>* 提出回数</p> <p>1) 同意書類は、一度提出すれば、要介護・要支援認定が更新された場合等であっても、その後の提出は不要。</p> <p>入居者が、他の有料老人ホーム又は適合高齢者専用住宅に異動した場合は、異動先にて新たに提出することとなる。</p>	<p>老人福祉法第 29 条</p> <p>第 1 項・施行規則第 15 条第 3 号・法第 41 条第 6 項・施行規則第 64 条第 3 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 180 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 236 条・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(6)・</p> <p>13(3)・</p> <p>平成 18 年 4 月 28 日 事務連絡</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(サービス提供の記録)</p> <p>① サービス提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービス提供の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。</p> <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 181 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 237 条</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(4)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(利用料の受領) ① 法定代理受領サービスとして提供されるサービスの利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の1割（法令により給付率が9割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。	平11厚令37第182条第1項・ 平18厚令35第238条第1項・ 平11老企25第三の-3(10)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	平11厚令37第182条第2項・平18厚令35第238条第2項・平11老企25第三の-3(10)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 上記①及び②の利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 2) おむつ代 3) 特定施設入居者生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	平11厚令37第182条第3項・ 平18厚令35第238条第3項・ 平11老企25第三の+3(5)②・ 平12老企52・ 平12老企54	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	平11厚令37第182条第4項・ 平18厚令35第238条第4項・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(領収証) ① サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。 ② 上記①の領収書に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	法第41条第8項・ 施行規則第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（保険給付の請求のための証明書の交付） 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 21 条の準用・平 18 厚令 35 第 245 条による第 21 条の準用・平 11 老企 25 第三の一 3(11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） ① サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 4 項・平 18 厚令 35 第 239 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の十 3(6)・平 13 老発 155	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 上記③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者への心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 5 項・平 18 厚令 35 第 239 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の十の 3(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（指定介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針） ① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 1 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 2 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 3 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成)	平 11 厚令 37 第 184 条第 1 項・			
	① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	平 11 老企 25 第四の三 10(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 計画作成担当者は、計画作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 1 号・ 平 11 老企 25 第三の十 3(7)・ 第四の三 10(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 2 号・ 平 11 老企 25 第三十三 3(7)・ 第四の三 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。（サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない） ⑤ また、サービス計画を利用者に交付していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 4 項・ 第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 3 号・ 第 4 号・ 平 11 老企 25 第三の十 3(7)・ 第四の三 10(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤ 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 6 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 7 号・第 8 号・ 平 11 老企 25 第四の三 10(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（介護） ① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 また、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、利用者のために忠実にその職務を遂行していますか。	法第 74 条第 4 項・ 平 11 厚令 37 第 185 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)①・ 第四の三 10(3)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 自ら入浴が困難な利用者について、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)②・第四の三 10(3)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 3 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)③・ 第四の三 10(3)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 上記①から③までのほか、利用者に対し、（注として入れる）食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 248 条第 4 項・ 平 11 老企 25 第三の十 3(8)④・ 第四の三 10(3)④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（機能訓練） ① 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 132 条の準用・ 平 18 厚令 35 第 252 条による第 147 条の準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（健康管理） 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 186 条・ 平 18 厚令 35 号第 249 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(相談及び援助)</p> <p>常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援をしていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 187 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 250 条・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(9)・</p> <p>第四の三 10(4)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(利用者の家族との連携等)</p> <p>利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 188 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 251 条・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(10)・</p> <p>第四の三 10(5)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>利用者について、次の各号の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p>1) 正当な理由なしに指定介護特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護及び要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条 (第 26 条準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条 (第 23 条準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3(10)・</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(14)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条 (第 51 条準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条 (第 51 条準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の 2 の 3(3)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(管理者の責務)</p> <p>管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条 (第 52 条準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条 (第 52 条準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 二 3(4)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(運営規程)</p> <p>施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）を定めていますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業の目的及び運営方針</li> <li>2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3) 入居定員及び居室数</li> <li>4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</li> <li>6) 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>7) 緊急時等における対応方法</li> <li>8) 非常災害対策</li> <li>9) その他運営に関する重要事項</li> </ol>	<p>平 11 厚令 37 第 189 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 240 条・</p> <p>平 11 老企 25 第三の + 3(11)・</p> <p>第四の一</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>① 利用者に対し適切な介護その他のサービスを提供できるよう、事業所ごとに、勤務表上に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明記する等により、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 190 条第 1 項・</p> <p>平 18 厚令 35 第 241 条第 1 項・</p> <p>平 11 老企 25 第三の + 3(12)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護は当該指定特定施設及び指定介護予防特定施設の従業者によって行われていますか。</p> <p>ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 190 条第 2 項・</p> <p>平 18 厚令 35 第 241 条第 2 項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 190 条第 3 項・</p> <p>平 18 厚令 35 第 241 条第 3 項・</p> <p>平 11 老企 25 第三の + 3(12)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>④ 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 190 条第 4 項・</p> <p>平 18 厚令 35 第 241 条第 4 項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(協力医療機関等)</p> <p>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めてありますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 191 条第 1 項・</p> <p>平 18 厚令 35 第 242 条第 1 項・</p> <p>平 11 老企 25 第三の + 3(13)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	② 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。（努力義務なので、「いいえ」に該当しても可）	平 11 厚令 37 第 191 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 242 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(掲示) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 32 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 30 条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(秘密の保持等) ① 事業者の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしていませんか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の一の 3(21)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 従業員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員との雇用時等に取り決めておくなどの必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の一の 3(21)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。（この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。）	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三一の 3(21)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(広告)</p> <p>① 事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。</p> <p>② 景品表示法第4条第1項第3号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示となっていないですか。*</p> <p>1) 土地又は建物についての表示</p> <p>2) 施設又は設備についての表示</p> <p>3) 居室の利用についての表示</p> <p>4) 医療機関との協力関係についての表示</p> <p>5) 介護サービスについての表示</p> <p>6) 介護職員等の数についての表示</p> <p>7) 管理費等についての表示</p> <p>*老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームが該当(「1. 指定に関する事項」を参照)</p>	<p>平11厚令37第192条(第34条準用)・</p> <p>平18厚令35第245条(第32条準用)・</p> <p>「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成16年公正取引委員会告示第3号)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)</p> <p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	<p>平11厚令37第192条(第35条準用)・</p> <p>平18厚令35第245条(第33条準用)・</p> <p>平11老企25第三の一の3(22)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(苦情処理)</p> <p>① 事業者は、利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を行っていますか。</p> <p>*相談窓口、苦情処理の体制及び手順等措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事務所に掲示等行っている。</p>	<p>平11厚令37第192条(第36条第1項準用)・</p> <p>平18厚令35第245条(第34条第1項準用)・</p> <p>平11老企25第三の一の3(23)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p>	<p>平11厚令37第192条(第36条第2項準用)・</p> <p>平18厚令35第245条(第34条第2項準用)・</p> <p>平11老企25第三の一の3(23)②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 市町村、国民健康保険団体連合会の照会や調査に協力し、指導や助言に従って必要な改善を行い、求めに応じ報告を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 36 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 34 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の - 3(23)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(事故発生時の対応) ① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行っていますか。 ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 37 条第 1 項・第 2 項準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 35 条第 1 項・第 2 項準用)・ 平 11 老企 25 第三の - 3(24)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 37 条第 3 項準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 35 条第 3 項準用)・ 平 11 老企 25 第三の - の 3(24)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(会計の区分) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者介護・指定介護予防特定施設入居者介護の事業とその他の事業の会計を区分していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 38 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 36 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の - 3(25)・ 平 13 老振発 18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(非常災害対策)</p> <p>① 防火責任者等が非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関（地域の消防機関）への通報及び連携体制（消防団や地域住民との連携を図り消火・避難等に協力してもらえらるような体制）を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>② 10人以上の社会福祉施設において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っている。基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。</p>	<p>平11厚令37第192条(第103条準用)・平18厚令35第245条(第104条準用)・平11老企25第三の六の3(6)・消防法(昭和23年法律第186条)・「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第179号)・「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年総務省令第66号)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(衛生管理等)</p> <p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p>	<p>平11厚令37第192条(第104条準用)・平18厚令35第245条(第105条準用)・平11老企25第三の六の3(7)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っていますか。</p>	<p>平11厚令37第192条(第104条準用)・平18厚令35第245条(第105条準用)・平11老企25第三の六3(7)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等の感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていますか。</p>	<p>平11厚令37第192条(第104条準用)・平18厚令35第245条(第105条準用)・平11老企25第三の六3(7)②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(高齢者虐待の防止) ① 事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第4条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に着しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益をえていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(記録の整備) ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	平11厚令37第193条第1項・ 平18厚令35第244条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② サービス計画を保存していますか。(その完結日から2年間) ※その完結の日とは、当該利用者の利用終了時(契約終了時や死亡時など)のこと。以下同様。	平11厚令37第193条第2項・ 平18厚令35第244条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第193条第2項・ 平18厚令35第244条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第193条第2項・ 平18厚令35第244条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録を保存していますか。	平11厚令37第193条第2項・ 平18厚令35第244条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第193条第2項・ 平18厚令35第244条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第193条第2項・ 平18厚令35第244条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第193条第2項・ 平18厚令35第244条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑨ 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅にあつては、法定代理受領サービスとして提供する場合の同意書を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第193条第2項・ 平18厚令35第244条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
変更の届出等	<p>(変更の届出等)</p> <p>事業者は、指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届けていますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業所の名称及び所在地</li> <li>2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>3) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等</li> <li>4) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</li> <li>5) 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>6) 運営規程</li> <li>7) 協力医療機関名（歯科含む）及び診療科名並びに契約内容</li> <li>8) 居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>9) 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。）の氏名及びその登録番号</li> <li>10) 役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>11) その他指定に関し必要と認める事項</li> </ol>	法第 75 条・ 施行規則第 131 条・ 施行規則第 123 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

**特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護  
(外部サービス利用型) 事業者自己点検シート**

記入年月日	平成 年 月 日		
介護保険事業所番号			
事業所	名称		
	所在地		
管理者の氏名	(氏名)	事業所電話番号	— —
記入担当者職・氏名	(職) (氏名)	連絡先電話番号	— —
法人等の名称			
法人等の代表者の職名・氏名	(職) (氏名)		

**1. 指定に関する事項**

事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日 (指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)			
事業の開始年月日	昭和	平成	年 月 日
指定の年月日		平成	年 月 日
指定の更新年月日(直近)		平成	年 月 日
生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無	あり	なし	
老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームの届出	あり	なし	
老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの許可等	あり	なし	
老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームの認可等	あり	なし	
介護保険法施行規則第15条第3号に規定する高齢者専用賃貸住宅の届出の有無	あり	なし	

**2. 人員に関する基準**

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間						
特定施設・介護予防特定施設職員の数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	人	人	人	人	人	人
生活相談員	人	人	人	人	人	人
看護職員	人	人	人	人	人	人
介護職員	人	人	人	人	人	人
機能訓練指導員	人	人	人	人	人	人
計画作成担当者	人	人	人	人	人	人
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数			介護職員	時間	看護職員	時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。(平11厚令37第2条第7項)

利用定員	人	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数(実人数)	人	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者のうち、要支援1の者を0.3人とした利用者数	人
------	---	---------------------------------------	---	---	---

(注) 事業所にある既存の「前年度利用実績表(月単位)」及び「勤務者(前月1月分)」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種 ②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間 ③常勤・非常勤の別

※ 介護サービス及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値である(当該年度は毎年4月1日から翌年の3月31日)。ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数による。利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該年度の日数で除して得た数とする。算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げる。(平11厚令37第175条第7項・平11老企25第二1(5))

(参考)

(1) <前年度を通して実績がある場合の計算方法>

前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。

(2) <前年度を通しては実績がないが、開設から1年以上実績がある場合の計算方法>

直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。

(3) <開設から6月以上1年未満の場合の計算方法>

直近6月における全利用者等の延数を6月の日数で除して得た数とする。

(4) <開設から6月未満の場合の計算方法>

便宜上、利用定員数の90%を利用者数とする。

\* (2)、(3)、(4)の場合において上記計算方法により難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法(別紙可)
従業者の 人員	(生活相談員) ① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 (例) 利用者100人まで 常勤換算方法で 1人 利用者100人超~200人 常勤換算方法で 2人 ② 1人以上は専従の常勤ですか。(資格要件なし)	平11厚令37第192条の4第1項第1号・第2項第1号・第5項・平18厚令35第255条第1項第1号・第2項第1号・第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(介護職員) ① 介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 (常勤換算方法で 10:1) 「介護職員の数」について、要介護者の利用者数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとする。	平11厚令37第192条の4第1項第2号・第2項第2号・第4号・平11老企25第三の十の2の1(1)・平18厚令35第255条第1項第2号・第2項第2号・第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
従業者の 人員	② 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の従業者が確保されていますか。（資格要件なし） ただし、宿直時間帯についてはこの限りではない。	平11厚令37第192条の4第4項・ 第2項第2号ハ・ 平11老企25第三の十の2の1(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（計画作成担当者） ① 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）となっていますか。（常勤換算方法で100:1が標準） ② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっていますか。 ただし、利用者及び介護予防サービス、居宅サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。	平11厚令37第192条の4第1項第3号・ 第2項第3号・ 第6項・ 平11老企25第三の十の2の1(4)・ 平18厚令35第255条第1項第3号・ 第2項第3号・ 第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（管理者） 指定特定施設または指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。（資格要件なし） ただし、指定特定施設及び指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができる。	平11厚令37第192条の5・ 平18厚令35第256条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
設備に関する基準	<p>(設備)</p> <p>① 指定特定施設の建築物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。</p> <p>② ①にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 177 条第 1 項・第 2 項・平 18 厚令 35 第 233 条第 1 項・第 2 項・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 9 号の 2 及び第 9 号の 3・平 11 老企 25 第三の八 2(2)・消防法(昭和 23 年法律第 186 条)</p>	□	□	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）																																				
設備に関する基準	<p>③ 消防用設備等について下記の基準を満たしていますか。</p> <p>(平成 21 年 3 月 31 日まで)</p> <table border="1" data-bbox="304 427 906 891"> <thead> <tr> <th>消防用設備</th> <th>主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)</th> <th>左記以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td colspan="2">150㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>1,000㎡以上の施設に設置</td> <td>6,000㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td colspan="2">300㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関へ通報する火災報知設備</td> <td colspan="2">500㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関の検査を受けるもの</td> <td colspan="2">300㎡以上の施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「主として要介護状態にある者を入居させるもの」：介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの (H11.3.17 消防庁通知第 53 号)</p> <p>(平成 21 年 4 月 1 日以降)</p> <table border="1" data-bbox="304 1126 906 1608"> <thead> <tr> <th>消防用設備</th> <th>主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)</th> <th>左記以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>150㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>275㎡以上の施設に設置</td> <td>6,000㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>300㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関へ通報する火災報知設備</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>500㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関の検査を受けるもの</td> <td>全ての施設</td> <td>300㎡以上の施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「主として要介護状態にある者を入居させるもの」：介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの (H19.12.21 消防庁通知第 390 号)</p>	消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの	消火器具	150㎡以上の施設に設置		スプリンクラー	1,000㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置	自動火災報知設備	300㎡以上の施設に設置		消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上の施設に設置		消防機関の検査を受けるもの	300㎡以上の施設		消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの	消火器具	全ての施設に設置	150㎡以上の施設に設置	スプリンクラー	275㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置	自動火災報知設備	全ての施設に設置	300㎡以上の施設に設置	消防機関へ通報する火災報知設備	全ての施設に設置	500㎡以上の施設に設置	消防機関の検査を受けるもの	全ての施設	300㎡以上の施設	<p>平 11 厚令 37 第 177 条第 6 項・第 7 項・</p> <p>平 18 厚令 35 第 233 条第 6 項・第 7 項・</p> <p>消防法 (昭和 23 年法律第 186 条)・</p> <p>消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号)・</p> <p>消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号)・</p> <p>「消防法施行令の一部を改正する政令」 (平成 19 年政令第 179 号)・</p> <p>「消防法施行規則の一部を改正する省令」 (平成 19 年総務省令第 66 号)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの																																							
消火器具	150㎡以上の施設に設置																																								
スプリンクラー	1,000㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置																																							
自動火災報知設備	300㎡以上の施設に設置																																								
消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上の施設に設置																																								
消防機関の検査を受けるもの	300㎡以上の施設																																								
消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの																																							
消火器具	全ての施設に設置	150㎡以上の施設に設置																																							
スプリンクラー	275㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置																																							
自動火災報知設備	全ての施設に設置	300㎡以上の施設に設置																																							
消防機関へ通報する火災報知設備	全ての施設に設置	500㎡以上の施設に設置																																							
消防機関の検査を受けるもの	全ての施設	300㎡以上の施設																																							
	<p>④ 居室、浴室、便所及び食堂を有していますか。</p> <p>ただし、居室の面積が 25㎡以上である場合には、食堂を設けないことができる。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条の 6 第 3 項・</p> <p>平 18 厚令 35 第 257 条第 3 項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																					

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
設備に関する基準	<p>(居室)</p> <p>介護居室は、次の基準を満たしていますか。</p> <p>1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。(面積基準はなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明が必要。)</p> <p>3) 地階に設けてはならないこと。</p> <p>4) 一以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>5) 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けていること。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条の 6 第 4 項第 1 号・ 平 18 厚令 35 第 257 条第 4 項第 1 号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(浴室)</p> <p>浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 3 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 3 号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(便所)</p> <p>便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 4 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 4 号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(構造)</p> <p>① 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものとなっていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条の 6 第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 257 条第 5 項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正ですか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条の 6 第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 257 条第 7 項・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 条)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(内容及び手続の説明及び契約の締結等)</p> <p>① あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務分担の内容、その事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスを記載した重要事項説明書を交付し、説明していますか。</p>	<p>法第 74 条第 2 項・ 平 11 厚令 37 第 192 条の 7 第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 258 条第 1 項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書にて行っていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条の 7 第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 258 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(1)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件は定めていませんか。	平11厚令37第192条の7第2項・平18厚令35第258条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ より適切なサービス提供を行う、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約書に明記していますか。	平11厚令37第192条の7第3項・平18厚令35第258条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等) ① 正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んでいませんか。	平11厚令37第179条第1項・平18厚令35第235条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。	平11厚令37第179条第2項・平18厚令35第235条第2項・平11老企25第三の十の3(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、事業者自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに行っていますか。	平11厚令37第179条第3項・平18厚令35第235条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(受給資格等の確認) ① 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び要介護・要支援認定の有効期間を確認していますか。 ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、審査会意見に配慮しサービスの提供に努めていますか。	法第73条第2項・平11厚令37第192条による第11条の準用・平18厚令35第245条による第11条の準用・平11老企25第三の一の3(4)①及び②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(要介護・要支援認定の申請に係る援助) ① 利用申込者が要介護・要支援認定等を受けていない場合に、要介護・要支援認定申請のために速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ② 要介護・要支援認定等の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っていますか。	平11厚令37第192条による第12条の準用・平18厚令35第245条による第12条の準用・平11老企25第三の一の3(5)①及び②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(受託居宅サービス及び受託介護予防サービスの提供)</p> <p>① 特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑な受託居宅サービスが提供されるよう、従業者による会議、サービス提供等に係る情報の伝達、サービス計画作成にあつたての協議等を行っていますか。</p> <p>② 受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条の 8・</p> <p>平 18 厚令 35 第 263 条・</p> <p>平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(2)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(法定代理受領サービスを受けるため利用者の同意)</p> <p>① 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設においてサービスを提供する事業者は、当該サービスを法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認していますか。</p> <p>② 市町村又は国民健康保険団体連合会に利用者の同意を得た旨及びその氏名等が記載された書類を提出していますか。</p> <p>* 提出回数</p> <p>1) 同意書類は、一度提出すれば、要介護・要支援認定が更新された場合等であっても、その後の提出は不要。</p> <p>2) 入居者が、他の有料老人ホーム又は適合高齢者専用住宅に異動した場合は、異動先にて新たに提出することとなる。</p>	<p>老人福祉法第 29 条第 1 項・</p> <p>施行規則第 15 条第 3 号・</p> <p>法第 41 条第 6 項施行規則第 64 条第 3 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 180 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 236 条・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(6)・</p> <p>十 3(3)・</p> <p>平成 18 年 4 月 28 日事務連絡</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(サービス提供の記録)</p> <p>① サービス提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービス提供の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 181 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 237 条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。</p>	<p>平 11 老企 25 第三の十の 3(4)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(利用料の受領)</p> <p>① 法定代理受領サービスとして提供されるサービスの利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の 1 割（法令により給付率が 9 割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 182 条第 1 項・</p> <p>平 18 厚令 35 第 238 条第 1 項・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(10)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	平 11 厚令 37 第 182 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 238 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第三の 3(10)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 上記①及び②の利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 2) おむつ代 3) 特定施設入居者生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	平 11 厚令 37 第 182 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 238 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第三の 3(5)②・ 平 12 老企 52・ 平 12 老企 54	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	平 11 厚令 37 第 182 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 238 条第 4 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(領収証) ① サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。 ② 上記①の領収書に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	法第 41 条第 8 項・ 施行規則第 65 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(保険給付の請求のための証明書の交付) 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 21 条の準用・ 平 18 厚令 35 第 245 条による第 21 条の準用・ 平 11 老企 25 第三の 3(11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) ① サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 239 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(6)・ 平 13 老発 155	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 上記③の身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者への心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 239 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針) 利用者の介護予防に資するよう、その目標設定し、計画的に行っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(外部サービス利用型特定施設サービス計画及び外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画の作成) ① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 計画作成担当者は、計画作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 1 項・ 第 5 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(7)・ 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(7)・ 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。（サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない） ⑤ また、サービス計画を利用者に交付していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 4 項・ 第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 3 項・ 第 4 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(7)・ 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ サービス計画作成後においてもモニタリングの結果などを踏まえ、他の特定施設及び介護予防特定施設従業者と連絡を継続的に行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 6 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 8 項・ 平 11 老企 25 第四の三の 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(相談及び援助) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援をしていますか。	平 11 厚令 37 第 187 条・ 平 18 厚令 35 第 250 条・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(9)・ 第四の三 10(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(利用者の家族との連携等) 利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	平 11 厚令 37 第 188 条・ 平 18 厚令 35 第 251 条・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(10)・ 第四の三 10(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(運営規程)</p> <p>施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）を定めていますか。</p> <p>(ア) 事業の目的及び運営方針  (イ) 従業者の職種、員数及び職務の内容  (ウ) 入居定員及び居室数  (エ) サービスの内容及び利用料その他の費用の額  (オ) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者の名称及び所在地  (カ) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続  (キ) 施設の利用に当たっての留意事項  (ク) 緊急時等における対応方法  (ケ) 非常災害対策  (コ) その他運営に関する重要事項</p> <p>注)「外部サービス利用型指定特定施入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指すものである。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 9・ 平 18 厚令 35 第 259 条・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>① 受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っていますか。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者ですか。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定通所介護等の基準どおりですか。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>④ 事業開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と受託居宅サービス事業所ごとに、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行っていますか。</p>	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 4 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	⑤ 事業開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 5 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業者と契約を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 6 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 6 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 7 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 8 項・ 平 18 厚令 35 第 260 条第 8 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 2 の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(勤務体制の確保等) ① 利用者に対し適切な介護その他のサービスを提供できるよう、事業所ごとに、勤務表上に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係を明記する等により、従業員の勤務の体制を定めていますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(12)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護は当該受託居宅サービス事業者の従業員によって行われていますか。 ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。	平 11 厚令 37 第 190 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護は全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 3 項・ 平 11 老企 25 第三の十の 3(12)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 事業者は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保していますか。	平 11 厚令 37 第 190 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 4 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(協力医療機関等) ① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	平 11 厚令 37 第 191 条第 1 項・ 平 18 厚令 35 第 242 条第 1 項・ 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。(努力義務なので、「いいえ」に該当しても可)	平 11 厚令 37 第 191 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 242 条第 2 項・ 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3(13)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(掲示) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 32 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 30 条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(秘密の保持等) ① 事業者の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしていませんか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 33 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 31 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の一の 3(21)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	② 従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の 3(21)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。（この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。）	平 11 厚令 37 第 192 条（第 33 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 31 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の 3(21)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（広告） ① 事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 ② 景品表示法第 4 条第 1 項第 3 号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示となっていないですか。* 1) 土地又は建物についての表示 2) 施設又は設備についての表示 3) 居室の利用についての表示 4) 医療機関との協力関係についての表示 5) 介護サービスについての表示 6) 介護職員等の数についての表示 7) 管理費等についての表示 * 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームが該当（「1. 指定に関する事項」を参照）	平 11 厚令 37 第 192 条（第 34 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 32 条準用）・ 「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止） 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	平 11 厚令 37 第 192 条（第 35 条準用）・ 平 18 厚令 35 第 245 条（第 33 条準用）・ 平 11 老企 25 第三の 一の 3(22)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>(苦情処理)</p> <p>① 事業者は、利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を行っていますか。</p> <p>* 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事務所に掲示等を行っている。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 36 条第 1 項準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 34 条第 1 項準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(23)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 36 条第 2 項準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 34 条第 2 項準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(23)②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 市町村、国民健康保険団体連合会の照会や調査に協力し、指導や助言に従って必要な改善を行い、求めに応じ報告を行っていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 36 条準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 34 条準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(23)③</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行っていますか。</p> <p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 37 条第 1 項・第 2 項準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 35 条第 1 項・第 2 項準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(24)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条(第 37 条第 3 項準用)・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条(第 35 条第 3 項準用)・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 3(24)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(会計の区分) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者介護・指定介護予防特定施設入居者介護の事業とその他の事業の会計を区分していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 38 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 36 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 3(25)・ 平 13 老振発 18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(非常災害対策) ① 防火責任者等が非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関（地域の消防機関）への通報及び連携体制（消防団や地域住民との連携を図り消火・避難等に協力してもらえるような体制）を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ② 10 人以上の社会福祉施設において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っている。基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 103 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 104 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 六の 3(6)・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 条）・ 「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 19 年政令第 179 号）・ 「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成 19 年総務省令第 66 号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(衛生管理等) ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 104 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 105 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 六の 3(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 104 条準用)・ 平 18 厚令 35 第 245 条(第 105 条準用)・ 平 11 老企 25 第三の 六 3(7)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	③ インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等の感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条(第 104 条準用)・平 18 厚令 35 第 245 条(第 105 条準用)・平 11 老企 25 第三の六 3(7)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(高齢者虐待の防止) ① 事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 4 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益をえていませんか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 2 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第 20 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(記録の整備) ① 従業者、設備、備品、会計、受託居宅サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備していますか。	平 11 厚令 37 第 192 条の 11 第 1 項・平 18 厚令 35 第 261 条第 1 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	② サービス計画を保存していますか。（その完結日から2年間） ※その完結の日とは、当該利用者の利用終了時（契約終了時や死亡時など）のこと。以下同様。	平11厚令37第192条の11第2項第1号・ 平18厚令35第261条第2項第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 受託居宅サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第192条の11第2項第2号・ 8の第2項・ 平18厚令35第261条第2項第2号・ 第263条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について結果等を記録し、保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第192条の11第2項第3号・ 平18厚令35第261条第2項第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 利用者に関する市町村への通知に係る記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第26条・ 第192条の11第2項第4号・ 平18厚令35第23条・ 第261条第2項第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 苦情の内容等の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平11厚令37第36条第2項・ 第192条の11第2項第5号・ 平18厚令35第34条第2項・ 第261条第2項第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平 11 厚令 37 第 37 条第 2 項・ 第 192 条の 11 第 2 項第 6 号・ 平 18 厚令 35 第 35 条第 2 項・ 第 261 条第 2 項第 6 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧ 提供した具体的なサービスの内容等の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平 11 厚令 37 第 181 条第 2 項・ 第 192 条の 11 第 2 項第 7 号・ 平 18 厚令 35 第 237 条第 261 条第 2 項第 8 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑨ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平 11 厚令 37 第 183 条第 5 項・ 第 192 条の 11 第 2 項第 8 号・ 平 18 厚令 35 第 239 条第 2 項・ 第 261 条第 2 項第 9 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑩ 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意書に係る書類を保存していますか。（その完結日から2年間）  （有料老人ホームに係るものに限る。）特定施設入所者生活介護を行う者から市町村若しくは国保連に対し、入所者である要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払を受けることについて要介護被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類）に規定する書類	施行規則 64 条第 3 項・ 平 11 厚令 37 第 192 条の 11 第 2 項第 10 号・ 平 18 厚令 35 第 261 条第 2 項第 7 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑪ 基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託した場合は、当該事業者の業務の実施状況について結果等の記録を保存していますか。（その完結日から2年間）	平 11 厚令 37 第 190 条第 3 項・ 第 192 条の 11 第 2 項第 9 号・ 平 18 厚令 35 第 241 条第 3 項・ 第 261 条第 2 項第 10 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
変更の届出等	<p>(変更の届出等)</p> <p>事業者は、指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届けていますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業所の名称及び所在地</li> <li>2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>3) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等</li> <li>4) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</li> <li>5) 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>6) 運営規程</li> <li>7) 協力医療機関名（歯科含む）及び診療科名並びに契約内容</li> <li>8) 居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>9) 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。）の氏名及びその登録番号</li> <li>10) 役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>11) その他指定に関し必要と認める事項</li> </ol>	<p>法第 75 条・</p> <p>施行規則第 131 条・</p> <p>施行規則第 123 条</p>	□	□	



# 認知症対応型共同生活介護



認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>I 人員基準</b>					
従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は標準数（利用者の数が3又はその端数を増すごとに1）を満たしていますか。	運営基準第90条 予防基準第70条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(1) →介護従事者1人あたりの利用者数を記載してください（複数の介護従事者がいる場合は、1番多数の利用者を担当している介護従事者の担当利用者数を記載） ( ) 名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 夜間及び深夜の時間帯の介護従事者の員数は標準数（1以上）を満たしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 介護従事者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。 →常勤（ ) 名 非常勤（ ) 名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) ユニットごとに計画作成担当者を配置できていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 計画作成担当者は、必要な研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てていますか。 *ただし、介護支援専門員は常勤でない者を充てても差し支えない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
管理者	(1) ユニットごとに常勤の管理者を置いていますか。ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務に従事することは差し支えない。*訪問系サービス提供者として従事する場合は、支障があると考えられる。	運営基準第91条 予防基準第71条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 管理者は、必要な研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	(1) 代表者は、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者ですか。	運営基準第92条 予防基準第72条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 代表者は、必要な研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（注）事業所にある既存の「単位毎の利用者実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

<b>II 設備基準</b>					
消防設備その他の非常災害に際して必要な設備	(1) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検はできていますか。	運営基準第93条 (平成21年4月消防法施行令改定予定) 予防基準第73条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 入居定員は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 一つの居室の定員及び床面積は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
<b>Ⅲ 運営基準</b>					
内容及び手続きの説明・同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要、介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第9条 予防基準第85条により準用する運営基準第11号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第12条 予防基準第85条により準用する運営基準第14号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行なっていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第13条 予防基準第85条により準用する運営基準第15号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
入退去	(1) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	運営基準第94条 予防基準第74条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 主治の医師の診断書等により、認知症の状態のあることの確認をしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービス提供が困難である場合は、適切な他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに請じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行なっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サービス提供の記録	(1) 入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称、又は、退居の年月日を被保険者証に記載していますか。	運営基準第95条 予防基準第75条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用料等の受領	(1) 現物給付サービスを提供した際には、その利用者から利用料の支払を受けていますか。	運営基準第96条 予防基準第76条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 食材料費、理美容費、おむつ代、その他日常生活費に要する費用の取扱いは適切に行なわれていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 上記の費用の額に係るサービスの提供にあつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
保険給付のための証明書の交付	利用料の支払を受けた場合は、必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第22条 予防基準第85条により準用する運営基準第23号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	(1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なわれていますか。	運営基準97条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なわれていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 介護事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 *介護保険指定基準上、利用者の身体拘束が認められるのは『切迫性』『非代替性』『一時性』の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 自己評価を少なくとも年1回は行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 外部評価を少なくとも年1回は受けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 自己評価・外部評価の結果について、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 自己評価・外部評価の結果について掲示する他、利用者又はその家族に送付等を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針（予防のみ）	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	予防基準第86条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することをことを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針（予防のみ）	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握をおこなっていますか。	予防基準第87条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 計画作成担当者は(1)に規定する利用者の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 計画作成担当者は、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 計画作成担当者は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 計画作成担当者は、適切に当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
利用者に関する市町村への通知	(1) 正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたとみとめられる時は、その旨を市町村に通知していますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時は、その旨を市町村に通知していますか。	予防基準第85条により準用する運営基準第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
認知症対応型共同生活介護計画の作成	(1) 介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	運営基準第98条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護等	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	運営基準第99条 予防基準第85条により準用する運営基準第88条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者の食事その他の家事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	(1) 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第80条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めてありますか。	予防基準第85条により準用する運営基準第56条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者及びサービス提供責任者の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 また、介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第53条 予防基準第85条により準用する運営基準第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。	運営基準第100条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者による管理	管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではありません。	運営基準第101条 予防基準第78条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営規程	共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 利用定員 ④ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他運営に関する重要事項	運営基準第102条 予防基準第79条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	運営基準第108条により準用する 運営基準第57条 予防基準第85条により準用する 運営基準第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。	運営基準第103条 予防基準第80条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	運営基準第108条により準用する 運営基準第33条 予防基準第85条により準用する 運営基準第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	運営基準第108条により準用する運営基準第34条 予防基準第85条により準用する運営基準第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	運営基準第108条により準用する運営基準第35条 予防基準第85条により準用する運営基準第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	運営基準104条 予防基準81条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域との連携等	(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第85条 予防基準第85条により準用する運営基準第61条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) また、運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 運営推進会議で出された報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第58条 予防基準第85条により準用する運営基準第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
協力医療機関等	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	運営基準第105条 予防基準82条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、要介護（要支援）被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	運営基準第106条 予防基準83条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	運営基準第108条により準用する 運営基準第84条 予防基準第85条により準用する 運営基準第60条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	運営基準第108条により準用する 運営基準第37条 予防基準第85条により準用する 運営基準第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に添って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 市町村からの求めがあった場合には(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護支援予防事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	運営基準第108条により準用する運営基準第38条 予防基準第85条により準用する運営基準第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	運営基準第107条 予防基準84条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画 ②具体的なサービスの内容等の記録 ③身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (2) ④利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>IV 変更の届出等</b>					
	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容（協力歯科医療機関があるときはこれを含む） ⑧介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要 ⑨地域密着型サービス費の請求に関する事項 ⑩役員の氏名、生年月日及び住所 ⑪介護支援専門員の住所及びその登録番号	介護保険法第78条の5 介護保険法施行規則第131条の10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



# 小規模多機能型居宅介護



**小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護  
自己点検シート（案）**

記入日 平成 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等をご記載してください。

法人名	
代表者職名・氏名	

事業所番号												
フリガナ												
事業所名												
住所	(〒 - )											
連絡先	電話							FAX				
登録定員数	人			通いの定員			人		宿泊サービスの定員		人	
開設年月日	平成 年 月											
記載担当者	職名							氏名				

\* 基準「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年三月十四日)」  
(厚生労働省令第三十四号)  
「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日)」  
(厚生省令第三十七号)

\* hint ☞ その項目を検討するうえで、考えるためのヒントを掲示したもの

I 人員に関する基準

I-1 代表者について

氏名			
	(部署：)	役職：	)

※地域密着型サービスの事業部門責任者を代表者としている場合は、部署及び役職、氏名を記入してください。

**基準第64条・65条**

- 「法人の代表者又はその事業部門の責任者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者」に該当していますか。
- 「厚生労働大臣の定める研修」=次のいずれかの研修を既に受講し、修了証の交付を受けていますか。
  - ① 痴呆介護実務者研修（基礎課程又は専門課程）（H16年度まで実施）
  - ② 認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修（H17年度以降）
  - ③ 認知症高齢者グループホーム管理者研修（H17年度実施）
  - ④ 認知症介護指導者研修
  - ⑤ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修
  - ⑥ 認知症対応型サービス事業開設者研修（平成18年度以降）

基準に適合していない場合の事由及び改善方法

I-2 管理者について

氏名			
当該事業所で兼務する職種			
事業所に併設する基準第63条第6項にある併設施設の種別及び名称		役職	

管理者の方の氏名を記入してください。当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者として従事する場合はその職種名（例：介護支援専門員）を記入してください。

**基準第64条・65条**

- 「特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者」に該当していますか。
- 「厚生労働大臣の定める研修」を既に受講し、修了証の交付を受けていますか。
  - ① 認知症介護実践者研修（基礎課程含む）
  - ② 認知症対応型サービス事業管理者研修

基準に適合していない場合の事由及び改善方法

### I-3 介護支援専門員について

氏名	
----	--

介護支援専門員の方の氏名を記入してください。当該小規模多機能型居宅介護事業所の従業者として従事する場合はその職種名（例：介護支援専門員）を記入してください。

#### 基準第63条

- 「専らその職務に従事する介護支援専門員を配置しなければならない。ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、管理者との兼務もできる。また、非常勤でも差し支えない」に該当していますか。
- 介護支援専門員の資格を有していますか。
- 「厚生労働大臣の定める研修」を既に受講し、修了証の交付を受けていますか。
  - ① 認知症介護実践者研修（基礎課程含む）
  - ② 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

#### 基準に適合していない場合の事由及び改善方法

### I-4 介護従業者について

平成●年●月の勤務実績を作成してください。

※なお、作成にあたって以下の要件を追記してあれば勤務表添付でも可。

- ① 指定基準上必要な職種を明記（管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員）。
- ② 夜勤者、宿直者を明記。
- ③ 専従、兼務、常勤、非常勤の別の明記。
- ④ 従業者ごとに勤務時間数の明記。

#### 基準第63条

- 「従業者のうち1以上の者は常勤でなければならない」に該当していますか。
- 「小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上は看護師又は准看護師でなければならない」に該当していますか（常勤・非常勤は問われていません）。
- 常勤とは、勤務時間が、就業規則等によって事業所が定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。
- 各日とも、日中の勤務帯において通いの定員に対し、3：1の人員配置+1人（訪問担当）になっていますか？（通い定員15人の場合 職員5人+1人=6人）
  - ※ 1人=1日8時間の場合では、(5人×8時間)+(1人×8時間)=48時間
- 常勤は週32時間以上（通常/週40時間程度）になっていますか。また、常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（最低32時間）で除すことにより、当該事業所の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。
- 通いのサービス提供時間と日中の勤務帯について、日中の勤務帯（夜間及び深夜の時間帯を除いた時間）を6時～21時までとした場合、常勤換算方法で通いの利用者の3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15人の場合、日中の常勤の介護従事者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5名=延べ40時間のサービスが提供されることが必要である。それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行い、夜間については、夜勤者1名、宿直者1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な介護従業者を配置する必要がある。
- 夜間、利用者がいない場合でも、夜勤者もしくは宿直者が事業所にいますか。
- 事業所に併設する認知症対応型共同生活介護事業所等が1ユニットに限り、夜勤を行う職員の兼務が認められている。なお、この場合も、別に宿直職員1名が必要である。
- 基準第63条に定める員数を配置していない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定することになります。

※人員基準上満たすべき職員を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いることとなります。ただし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者数等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から6月未満の間は通いサービスの利用定員の50%の範囲内で届出された利用者見込み数を前提に算定することとなります。

※人員欠如状態のまま事業を継続している場合、指定基準等の違反として指導・指定取り消し等の対象となります。

#### 基準に適合していない場合の事由及び改善方法

#### 参考)

hint ④ 職員の実際の配置は、その日ごとの状況に応じて判断する。

hint ④ 上記配置は、通いや訪問サービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している介護従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うことを指す。

hint ④ 夜勤者に加えて配置される宿直職員については、主として登録者のからの連絡を受けての訪問に対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。

## II 運営に関する基準

### II-1 小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（基準第72条）

(1) サービス評価を実施していますか。 ( 適・不適 )

・ 自己評価 ( はい・いいえ )

・ 外部評価 ( はい・いいえ )

(2) 評価結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 ( 適・不適 )

#### 不適合の場合の事由及び改善方法

### II-2 小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（基準第73条）

(1) 通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、サービスを提供していますか。 ( 適・不適 )

(2) 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。 ( 適・不適 )

(3) サービスの提供に当たって、懇切丁寧に利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明をしていますか。 ( 適・不適 )

(4) 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていませんか。 ( 適・不適 )

(5) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いて ( 適・不適 )

いませんか。

- (6) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、（ 適・不適 ）  
訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行っていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

(基準第73条)

- 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。
- 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。
- 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- 「訪問サービス」小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは、身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等をを行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

II-3 居宅サービス計画の作成等（基準第74条）

- (1) 管理者は、介護支援専門員に登録者の居宅サービス計画の作成に関する（ 適・不適 ）  
業務を担当させていますか。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所と同様の業務を行っていま（ 適・不適 ）  
すか。
- (3) 居宅サービス計画は全表（1～8表）作成していますか。 （ 適・不適 ）
- (4) 利用者及び家族の抱える課題を把握していますか。 （ 適・不適 ）
- (5) また、課題に対応するための適切な計画になっていますか。 （ 適・不適 ）
- (6) 登録者全員の居宅サービス計画を作成していますか。 （ 適・不適 ）
- (7) 居宅サービス計画を利用者もしくは介護者に説明していますか。 （ 適・不適 ）
- (8) 計画作成後も、サービスの実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行（ 適・不適 ）

い、必要に応じて計画の変更をしていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④自己実現に向けたケアマネジメントができていますか  
(即応性、柔軟性、チームケア、家族支援、ライフスタイルの保持・保障、役割・生きがい、情報提供、自己決定、地域資源の活用等)

#### II-4 小規模多機能型居宅介護計画の作成 (基準第 77 条)

- (1) 管理者は、介護支援専門員に登録者の小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。
- (2) 地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保ができていますか。
- (3) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成していますか。
- (4) 小規模多機能型居宅介護計画を利用者又は家族に対して説明し、同意を得、交付していますか。
- (5) 計画作成後も、サービスの実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④体の健康管理に配慮できていますか

例) 慢性疾患の管理・受診、主治医に留意すべき事項の確認、内服薬の確認、看護的な処置、水分摂取、便秘予防、栄養管理、体力低下の予防、口腔ケア など

hint ④認知症の軽減

例) 身体不調、環境不適合、孤独、現実逃避、自我放棄などの周辺症状の背景の洞察、金銭管理、被害妄想、作話、物忘れ、感情不安定、強いこだわり など

hint ④心理面の付度

例) 人生暦から人物像を捉える、性格・嗜好、心理状況、意欲を刺激する関わり方 など

hint ④時間の使い方

例) どのような過ごし方が満足度に役立つかの観察 など

hint ④周囲(人・物)との関係性への配慮

例) 安定・不安定の要因分析、抑制・孤独の有無、福祉用具の検討、 など

hint ④ストレスの分析と軽減策

例) 本人のストレス、家族のストレス、地域住民の認知症に対する不安 など

hint 社会交流

例) 利用者の閉じこもり防止、外出の支援、家族の社会交流 など

hint 家族関係

例) 重度化要因の説明、防止策の説明と理解、家事・介護負担、経済面などの状況把握及び支援 など

## II-5 介護等（基準第78条）

- (1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自主性を保ち、意欲的に日々の生活（ 適・不適 ）が送れるよう支援していますか。
- (2) 家族や地域との関係調整も含めたケアを実施していますか。 （ 適・不適 ）
- (3) サービスを利用するにあたり、利用者や家族に付添者を付けるなどの要求（ 適・不適 ）をしていませんか。
- (4) 良好な人間関係に基づく仮定的な生活環境の中で日常生活が送れるよう（ 適・不適 ）利用者とともに、食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行っていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

## II-6 社会生活上の便宜の提供等（基準第79条）

- (1) 利用者の外出の機会の確保、その他の利用者の意向を踏まえた地域生活（ 適・不適 ）支援をしていますか。
- (2) 必要な行政機関に対する手続き等、必要に応じて同意を得た上で代わり（ 適・不適 ）に行っていますか。
- (3) 利用者の家族に対し、会報の送付、行事への参加の呼びかけ等、利用者（ 適・不適 ）と家族の交流の機会を作っていますか。

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint 小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、いわゆる指定訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助も含まれます。

## II-7 運営規程・定員等（基準第81条・82条）

- (1) 運営規程の内容は実態に即したものになっていますか。 （ 適・不適 ）
- (2) 休業日はありませんか。 （ 適・不適 ）
- (3) 通いサービスの営業時間を記入してください （ : ~ : まで ）

(4) 宿泊サービスの営業時間を記入してください ( : ~ : まで)

(5) 登録定員は何人ですか ( 人)

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④登録定員の遵守：基準 82 条で、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスを提供してはいけません。ただし、利用者の様態や希望、介護者の急病等のため、事業所においてサービスを提供する必要性が生じた場合や登録者全員を集めての催しを兼ねたサービス提供の場合等の特に必要と認められた場合は、この限りではない。

II-8 緊急時、非常時の対応（基準第 80 条・81 条）

- (1) 利用者の病状の急変が生じた場合等、主治医や協力医療機関へ連絡をと（ 適・不適 ）  
っていますか。
- (2) 非常災害に対して必要な具体的計画（マニュアル）を策定していますか。（ 適・不適 ）
- (3) 関係機関への通報及び連携体制の整備がなされていますか。（ 適・不適 ）
- (4) 避難・救出訓練を実施していますか。（年 回）
- (5) 防火管理者を置いていますか。（氏名： ）
- (6) 事故対応マニュアルを策定し、周知徹底していますか。（ 適・不適 ）
- (7) 事故の状況及び事故時の対応状況について記録していますか。（ 適・不適 ）
- (8) 感染症マニュアルに基づき、周知徹底していますか。（ 適・不適 ）
- (9) 損害賠償保険に加入していますか。（ 適・不適 ）

※防火管理者については、収容人数 10 人以上の場合。

不適合の場合の事由及び改善方法

II-9 地域との連携（基準第 85 条）

- (1) 運営推進会議を実施していますか。（ 適・不適 ）（年 回）
- (2) 運営推進会議では、通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状（ 適・不適 ）  
況を報告していますか。
- (3) 運営推進会議による評価を受けていますか。（ 適・不適 ）
- (4) 運営推進会議から必要な要望、意見等を聞く機会を設けていますか。（ 適・不適 ）
- (5) 地域住民やボランティア等と連携や協力していますか。（ 適・不適 ）

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④ 運営推進会議委員の理解と協力により、認知症サポーターの養成や地域啓発の役割を委員の皆様にご協力いただいたり、利用者支援にご協力いただいたりと、事業所の一番の支援者として活動している運営推進会議もあります。

hint ④ 家族会や家族の集いを開催し、地域啓発の役割を担っていただいたり、事例解説を通じて悪化防止の理論や知識を説明することも大切です。

## II-10 運営全般（基準第87条など）

- (1) 管理者を含む従業員と労働契約（雇用契約）等を結んでいますか。 （ 適・不適 ）
- (2) 全職員について、出勤簿やタイムカード等により勤務実績がわかるようになっていませんか。 （ 適・不適 ）
- (3) 業務日誌を整備し、事業所として1日のサービス提供実績を記録していませんか。 （ 適・不適 ）
- (4) 居宅サービス計画や小規模多機能型居宅介護計画等の諸記録を完結の日（ 適・不適 ）から2年間保存していますか（基準87条）。

不適合の場合の事由及び改善方法

## II-11 利用料等について（基準第71条）

- (1) 利用者から1割負担分を徴収していますか。 （ 適・不適 ）
- (2) 利用者に対して領収書を発行し、控えを保管していますか。 （ 適・不適 ）
- (3) 領収書には、費用の額を区分して記載していますか。 （ 適・不適 ）

不適合の場合の事由及び改善方法

## II-12 秘密保持（基準第34条）

- (1) 就業規則及び労働契約書等において、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者やその家族の個人情報を漏らすことを禁止する記載がありますか。 （ 適・不適 ）
- (2) 利用者全員から個人情報使用同意書等で利用者等やその家族の個人情報をサービス担当者会議等で使用することについて同意を得ていますか。 （ 適・不適 ）
- (3) 保有個人データの管理・開示手順、個人情報管理者等を定めた、個人情報保護に関する規定を整備していますか。 （ 適・不適 ）

不適合の場合の事由及び改善方法

## II-13 苦情対応（基準第37条）

- (1) 利用者及びその家族に対し、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等の概要について明らかにしていますか。また、その概要についてサービスの内容を説明する文書に記載し、配付していますか。（適・不適）
- (2) 相談窓口、苦情処理の体制・手順について、事業所内に掲示していますか（適・不適）
- (3) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要として次の内容が記載されていますか（事業所担当窓口 市町村窓口 国保連窓口）（適・不適）
- (4) サービスの内容についての苦情を本人や家族、介護者が気軽に言えるような仕組みを整えていますか。（適・不適）
- (5) 苦情相談の方法や対応手順を記載したマニュアルを整備していますか（適・不適）
- (6) 苦情記録簿を整備していますか。（適・不適）
- (7) 実際にあった苦情及びその原因と対応策について、職員に周知するなど再発防止に努めていますか。（適・不適）

不適合の場合の事由及び改善方法

## II-14 掲示（基準第33条）

- (1) 運営規程（料金表を含む）、苦情処理機関を掲示していますか。（適・不適）

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④ 掲示とは、単に玄関等に表示していることではなく、より利用者や家族に対して周知しやすい方法（ファイルを玄関に置く、利用者に配布する等）や工夫をすることが大切です。

## II-15 研修等による質の向上（基準第55条）

- (1) サービスの質の向上を図るため、計画的に研修を行い、研修内容や時間などを他の職員に報告したり、記録していますか。（適・不適）

不適合の場合の事由及び改善方法

参考)

hint ④ 職員研修等

例) 重度化防止に必要な理論・知識の習得、情報の共有、事例の検討 など

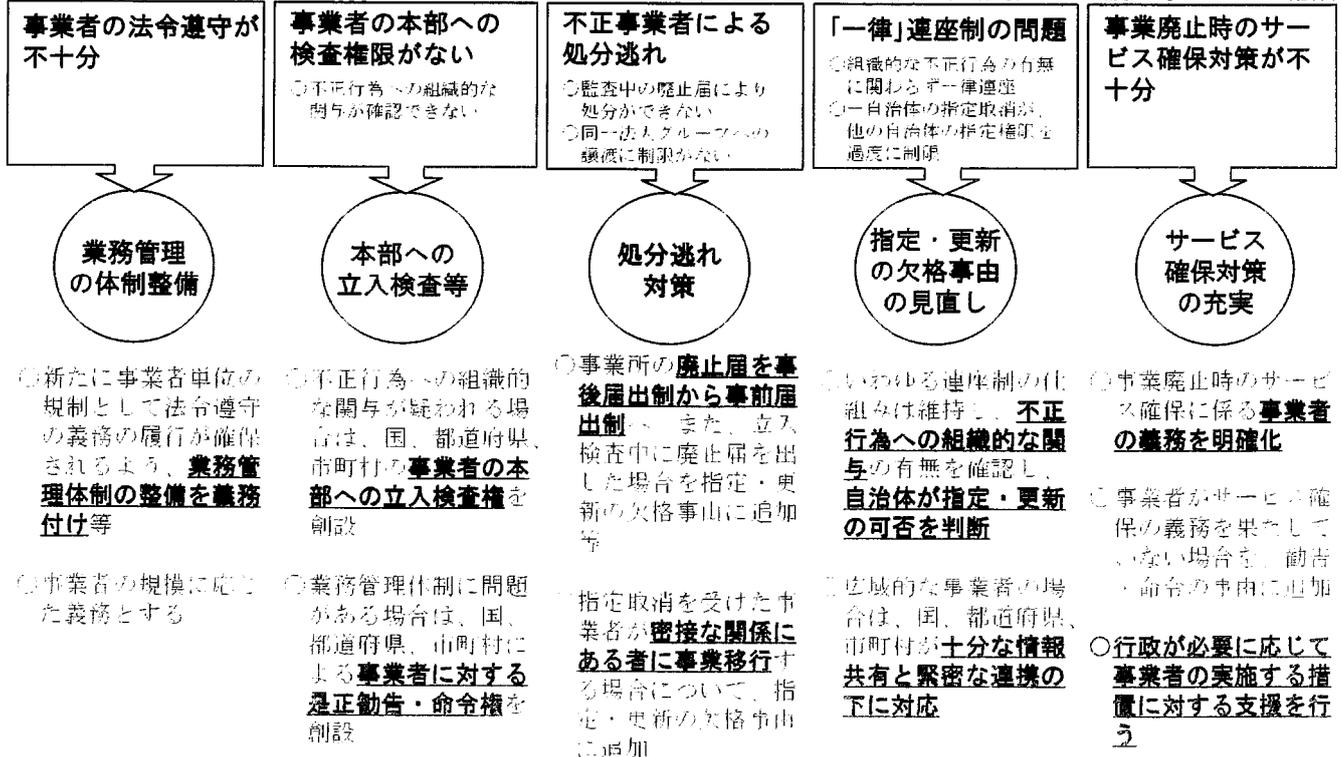
# 介護保険法及び老人福祉法の一部を 改正する法律案について

## 厚生労働省老健局

### 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

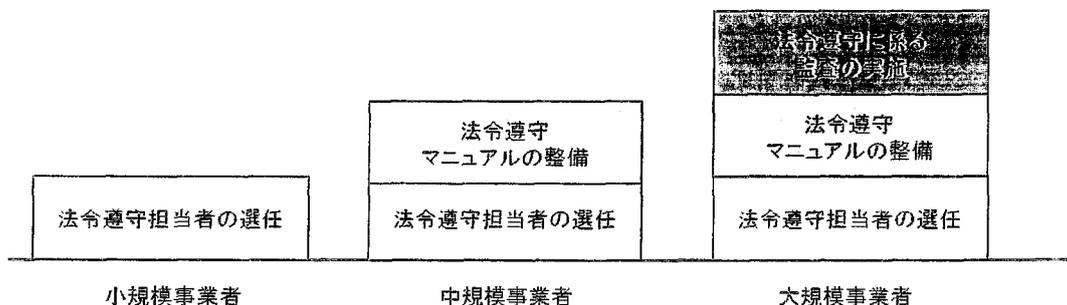


施行期日：公布の日から一年以内の政令で定める日

## 業務管理体制の整備

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(法令遵守等の業務管理体制整備の例)



### 届出先

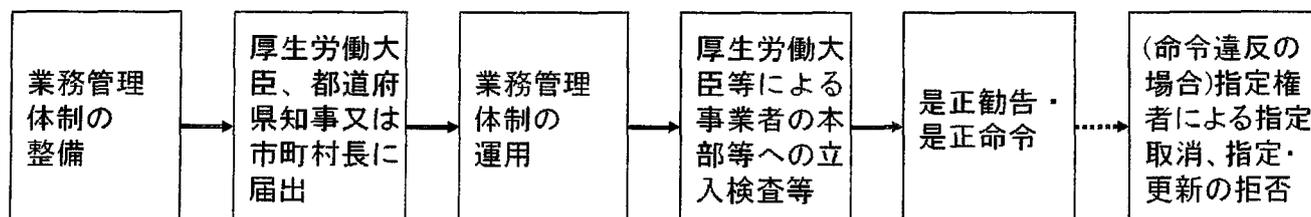
区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

2

## 事業者の本部等への立入検査等

○ 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行う。

(業務管理体制整備義務に違反した場合の流れ)



#### 【検査の視点】

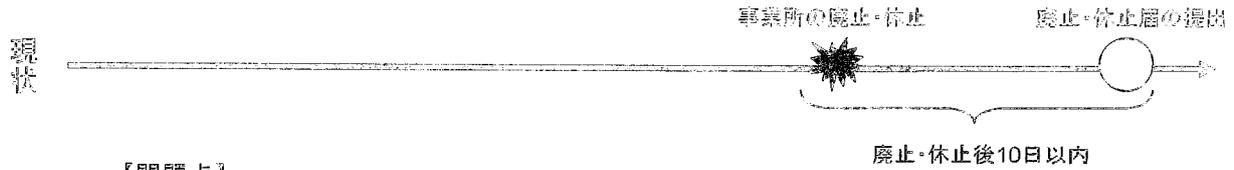
- ・業務管理体制の整備及び取組状況
- ・組織的な不正行為の有無 等

※ 業務管理体制の整備に係る指導監督を行う場合、情報の相互提供など事業所の指定権者と密接に連携の下に行うこととされている。

3

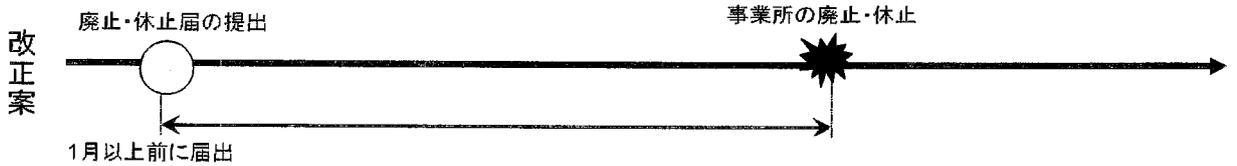
処分逃れ対策①(事業所廃止届の制限)

○ 事業の廃止・休止届の提出について、廃止・休止後10日以内の事後届出制から1月前の事前届出制に改め、処分逃れを目的とした廃止・休止届の提出の防止と、利用者の保護を図る。



【問題点】

- ① 指定取消等の処分前に廃止・休止届を提出されると、事業所が存在しないため処分できない。
- ② 事後届出制のため、利用者のサービス確保がなされているかあらかじめ確認できない。



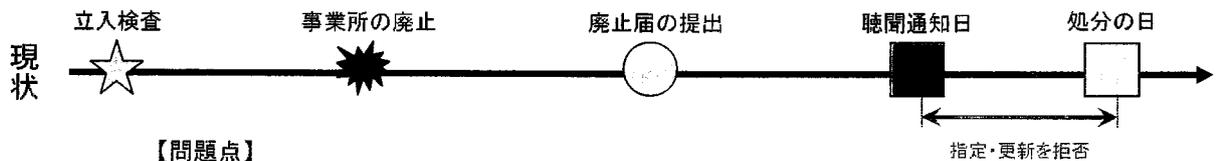
【効果】

- ① 廃止・休止届が提出されても1ヶ月間は事業所が存在するため、指定取消等の処分が可能になる。
- ② 利用者のサービス確保のための時間が確保される。

※ 老人居宅生活支援事業、有料老人ホーム等老人福祉法上の廃止・休止届出についても合わせて同様の見直しを行う。

処分逃れ対策②(立入検査中の廃止届の制限)

○ 立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞をするかしないか決定する日(聴聞決定予定日)を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事由に追加する。



【問題点】

- 聴聞通知前に廃止届を提出されると、事業所が廃止されているため処分できない。
- ※ 聴聞通知後の廃止届の提出は指定・更新拒否できる。



【効果】

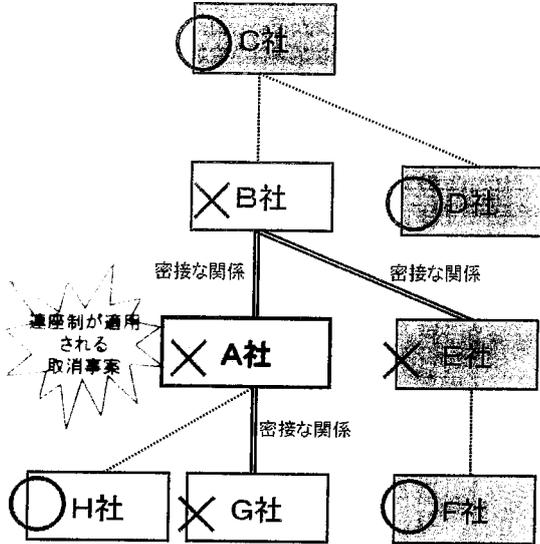
監査中に指定取消処分を予想した事業者が廃止届を出すと、他の事業所の指定・更新が拒否される  
→ 処分逃れを防止

## 処分通知の発行

(密接な関係にある者が指定取消を受けた場合の指定・更新拒否)

○ 申請者(法人に限る)と同一法人グループに属する法人であって、密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、指定・更新の欠格事由に追加する。

同一法人グループ内で指定・更新が拒否される場合の例



×: 指定・更新の拒否  
○: 指定・更新が可能

次のすべての要件に該当する場合、指定・更新が拒否される(要件はイメージ)。

- (1) 株式の所有等により申請者を実質的に支配するなど申請者と同一法人グループであること
- (2) 申請者と密接な関係にある法人であること
- (3) 連座制が適用される取消事案であること

※ 申請者と密接な関係にあるか否かは、指定・更新時に判断する。

6

## 指定・更新の欠格事由の見直し①

○ いわゆる連座制の仕組みは維持し、事業者の本部等への立入検査により、組織的な不正行為への関与がある場合は、他の事業所の指定・更新を拒否する。ただし、組織的な関与が確認されない場合は、他の事業所の指定・更新を行う。

イメージ

現行の仕組み



不正行為への組織的な関与の有無に関わらず



他の事業所の指定・更新の拒否

改正案



事業者への立入検査(不正行為への組織的関与等の確認)

不正行為への組織的関与有



他の事業所の指定・更新の拒否

不正行為への組織的関与無



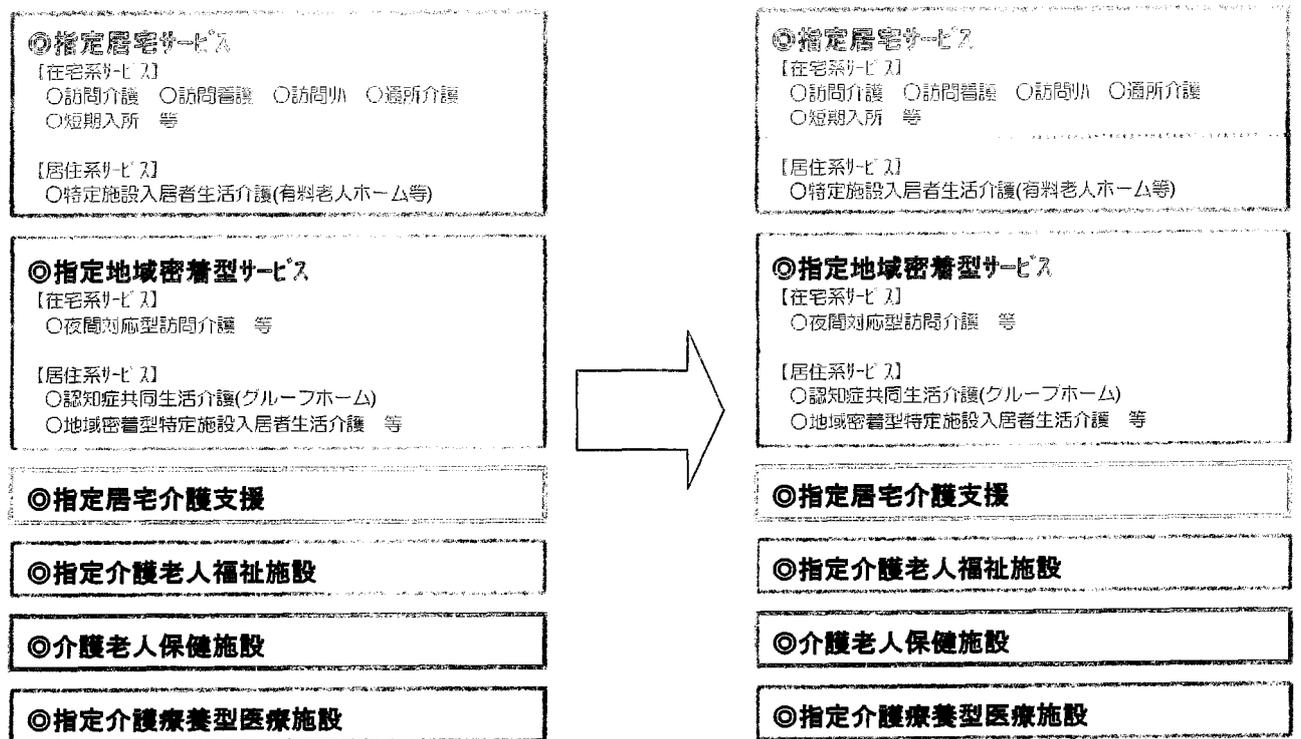
他の事業所は指定・更新

※ 指定取消事案が生じた場合、業務管理体制の指導監督を行う者は事業者の本部等へ立入検査を行い、不正行為への組織的関与の有無及びいわゆる連座制が適用される範囲を確定させる。

7

## 指定・更新の拒否を受けた場合の措置

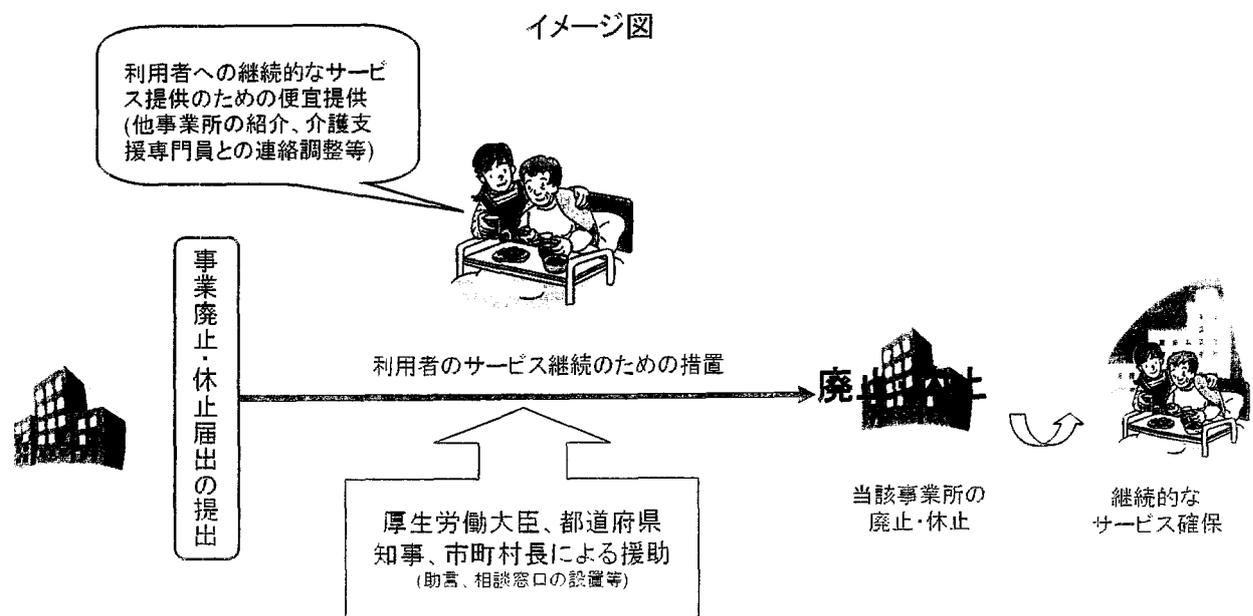
○ 居住系サービス(有料老人ホーム、グループホーム等)は、他の居住系サービス(訪問介護等)と比べて、指定・更新の拒否を受けた際の利用者に与える影響が大きい。ため、適座制の及ぶ指定・更新の類型を区分する。



※1 いわゆる適座制は、上記の類型内で適用される。  
 ※2 同様の改正を、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスにおいても実施。

## 事業廃止時の利用者のサービス確保対策

- 介護事業者に対し、事業廃止・休止時における継続的なサービス提供のための便宜提供を義務付ける。
- 厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長は、利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、関係者間の連絡調整、事業者に対する助言その他の援助を行うことができることとする。
- 介護事業者が義務を果たさない場合は、都道府県知事、市町村長が事業者に勧告・命令をすることができることとする。



## 介護報酬の不正利得返還請求規定の見直し

- 返還金等の回収について、手続きを簡素化し、地方税の滞納処分の例によることを可能とすることにより、保険者が確実に回収できるようにする。

### 現行法と改正法比較

	現行法	改正法
内容	返還金及び加算金	返還金及び加算金を徴収金と位置付け
法的性格	民事上の債権 (民法第703条、第704条)	公法上の債権 (介護保険法第144条、 地方自治法第231条の3)
債権回収手段	民事上の執行手続(※1)	滞納処分(※2)
債権の順位	一般債権と同列	国税、地方税の次

※1 市町村は裁判所に申し立て、裁判所又は執行官が強制執行等を行うこととなる。裁判費用、裁判に要する時間等様々なコストがかかるため、地方自治体が容易には使用しにくい。

※2 督促しても納付しない場合、財産の差押等一連の手続で不正に取得した介護報酬を強制徴収することとなる。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

平成二十年五月二十日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、業務管理体制の整備の義務付けに当たっては、指導監督体制の充実強化に努めるとともに、介護サービス事業者にとって過度の負担増が生じないように配慮すること。

二、今回の法改正に基づく厚生労働省令等の制定・改正に当たっては、介護サービスの利用者、介護サービス事業者等関係者の意見を十分に聴く機会を設けること。

三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。

四、介護保険料の算定については、税制等の制度改革が高齢者世帯へ与える影響を十分踏まえ対応すること。

五、今後の介護保険制度の在り方については、国民の老後生活における介護の不安に応えるセーフティネット

トとして機能するよう、介護報酬の引上げによる保険料の急激な上昇を防ぐための方策を含め、十分な検討を加えること。

右決議する。